

# 設置の趣旨等を記載した書類

## 目 次

1	設置の趣旨及び必要性.....	2
2	修士課程までの構想か，又は，博士課程の設置を目指した構想か .....	17
3	研究科，専攻等の名称及び学位の名称 .....	18
4	教育課程の編成の考え方及び特色 .....	19
5	教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件 .....	23
6	基礎となる学部との関係.....	30
7	多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合 .....	31
8	入学者選抜の概要 .....	32
9	教育研究実施組織の編制の考え方及び特色.....	33
10	研究の実施についての考え方，体制，取組 .....	35
11	施設，設備等の整備計画 .....	37
12	管理運営.....	38
13	自己点検・評価.....	39
14	情報の公表 .....	40
15	教育内容等の改善のための組織的な研修等 .....	41

## 1 設置の趣旨及び必要性

### (1) 設置の背景と理由・必要性

#### 【社会的背景】

現代社会においては、インターネットやセンサー技術の発達に伴い、膨大かつ多様なデータが日々生成・蓄積される「ビッグデータ時代」を経て、経済活動のみならず、政策立案、社会課題解決、企業戦略策定など、多方面においてデータの効果的な活用が不可欠となっている。加えて、人工知能（AI）や機械学習等のデータサイエンス技術の急速な発展により、経済現象や社会構造の分析及び予測手法は飛躍的に高度化している。

一方で、国内外では経済の不確実性が増大し、気候変動や人口動態の変化、地政学的リスク、サプライチェーンの分断など、複雑かつ相互依存的な課題が顕在化している。これらの課題を解決するためには、経済理論に基づく論理的な分析力と、膨大なデータから有意な情報を抽出する技術的能力の双方を備えた人材が強く求められている。さらに、政府が推進する「Society 5.0」や「統合イノベーション戦略 2024」（令和 6 年 6 月 4 日閣議決定）においても、AI やデータ駆動型研究を活用した産業競争力強化と社会課題解決の重要性が強調されており、経済学とデータサイエンスを融合した人材育成は国家的な課題となっている。

産業界においても、ビジネスの現場ではデータに基づく迅速かつ合理的な意思決定が競争優位性を左右しており、金融、製造、商社、コンサルティングなど幅広い分野でデータ分析スキルを持つ高度人材の需要が急増している。特に、経済現象を数理モデル化し、因果推論や予測分析を通じて最適な政策・戦略を提示できる人材は国内外で不足しており、大学院教育による体系的な養成が急務である。

神戸大学大学院経済学研究科（以下「経済学研究科」という。）は、120 年を超える歴史の中で培われた経済学の学術的蓄積に加え、平成 29 年に設置された神戸大学数理・データサイエンスセンター（データに関わる課題解決や価値創造のためのグローバルデータイノベーション拠点）におけるデータサイエンスに基づく学際的教育実績を有している。この強みを活かし、経済学の理論的基盤とデータサイエンスの先端技術を統合的に教授することで、現代社会の複雑な課題に対応可能な高度専門職業人を輩出することが可能である。

以上のような社会的要請を踏まえ、経済学・計算機科学・データサイエンスを総合的に修得し、産業界・公共部門・学術界においてデータ駆動型の意思決定と課題解決を実践できる人材を養成することを目的として、経済学研究科経済数理データ科学専攻修士課程（以下「本専攻」という。）を設置するものである。

#### 【学術的背景】

経済学は、個人・企業・政府などの意思決定と資源配分の仕組みを体系的に分析する学問として発展してきた。その分析手法は、理論モデルによる仮説構築と、統計的手法による実証検証を両輪としており、近年ではミクロ計量経済学・因果推論や動学的最適化モデルなどの高度な数理的枠組みが不可欠となっている。また、計量経済学の発展に伴い、政策評価や市場設計、金融リスク管理など、実社会への応用範囲は拡大し続けている。

一方、情報科学や統計科学の急速な進展により、経済学の分析手法は従来の統計解析にとどま

らず、機械学習や深層学習、ネットワーク科学などの新たなアプローチを取り入れる段階に入っている。こうしたデータサイエンス手法は、大規模で非構造的なデータやリアルタイム性の高いデータを活用するうえで強力なツールであり、経済学の新たな理論展開や予測精度の向上に資することが期待されている。

しかし、現行の大学院教育においては、経済学とデータサイエンスを同等の水準で体系的に教授するカリキュラムは未だ少なく、両分野の高度な専門性を併せ持つ人材は希少である。この点において、経済学・計算機科学・データサイエンスを統合し、社会課題解決に資する実践的能力を養う教育体系の構築は学術的にも大きな意義を持つ。

経済学研究科は、国内外の学術ネットワークを活用し、ミクロ経済学・マクロ経済学、統計・計量経済学、国際経済学、実証ファイナンス等の幅広い分野で先進的な研究を展開してきた実績を有する。また、学内に設置されている数理・データサイエンスセンターや社会システムイノベーションセンターとの連携により、数理・計算機科学と社会科学の融合研究を推進し、その成果は国際的な学術誌にも掲載されている。このような学際的研究基盤は、本専攻の設置により一層強化され、経済学とデータサイエンスの相互発展を促すことが期待される。

さらに、「統合イノベーション戦略 2024」が強調する「データ駆動型研究」や「AI 分野の競争力強化」に資する高度人材の育成は、単なる教育課程の整備にとどまらず、国際的な研究活動の推進と知的基盤の強化を伴う必要がある。本専攻では、国内外の研究機関・企業・行政との連携を通じて、実データを用いた共同研究や政策提言を行い、その成果を学術的知見として蓄積・発信する。

以上のように、本専攻設置の学術的背景は、経済学とデータサイエンスの統合という学問的挑戦であり、既存の枠組みを超えた新たな知の創造を目指すものである。これにより、理論と実証、分析と政策、学問と社会実装を架橋する高度専門職業人の養成と、学術的発展の両立が実現できる。なお、本専攻は、経済学とデータサイエンスを並列的に教授するのではなく、両者を統合した教育研究体系を制度的に構築する点において、既存の大学院教育とは一線を画す学術的意義を有する。

### 【産業界からの要請】

近年、産業界では経営戦略や事業運営のあらゆる局面において、データに基づく意思決定の重要性が飛躍的に高まっている。企業は市場環境の急激な変化、技術革新の加速、消費者ニーズの多様化に直面しており、その対応には膨大かつ多様なデータを迅速かつ的確に解析し、将来予測や最適化を行う能力が不可欠となっている。とりわけ、経済理論と数理モデルに基づく定量分析を行い、実務課題に直結する提案を行える人材は、あらゆる産業分野で不足している。

例えば、金融・証券・保険業界では、ビッグデータと機械学習を活用した信用リスク評価、ポートフォリオ最適化、アルゴリズム取引などが高度化しており、経済的合理性と計算技術を併せ持つ専門家の需要が急増している。また、製造業や商社では、需給予測、サプライチェーンの最適化、品質管理の高度化などにおいて、統計解析やAI 技術を駆使できる人材が求められている。さらに、コンサルティング業界では、マーケティング戦略や政策評価において、因果推論やシミュレーション分析を活用した高精度な提案が競争優位を左右している。

加えて、政府や地方自治体においても、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進が重要課題とされており、公共政策の立案・評価に経済学的知見とデータ分析能力を統合できる人材の確保が急務となっている。「統合イノベーション戦略2024」においても、AI・データサイエンス分野の高度専門人材育成が明確に位置付けられており、産業界と公共部門の双方から、大学院教育に対する期待が高まっている。

経済学研究科で実施した博士課程前期課程修了者の就職状況調査では、金融、コンサルティング、IT、商社、メーカーなど多様な業界において、高度専門教育を受けた人材が高く評価されていることが確認されている。企業側からは、「経済学の理論的素養を持ちつつ、実務に直結するデータ分析スキルを備えた人材は採用後の即戦力性が高い」との評価が寄せられている。また、大学院生限定の職種・配属確約型の採用制度を導入する企業も増加しており、専門性を重視する採用の潮流が明確になっている。

このような状況において、本専攻は、経済学・計算機科学・データサイエンスを総合的に教育し、産業界の現場で直ちに活躍できる高度人材を計画的に輩出することを目的とする。演習科目（「演習」、「課題解決型（PBL）演習」）を通じて、実データを用いたプロジェクト遂行能力を養成するとともに、企業や行政との連携によるインターンシップや共同研究を通じて、実務感覚と課題解決力を磨く。これにより、産業界のニーズに即応し、かつ、将来の技術革新や社会変動にも対応可能な柔軟性と創造性を備えた人材を継続的に供給する体制を整えるものである。

## 【地理的特性】

経済学研究科は、兵庫県神戸市に位置し、関西圏の経済・産業・文化の結節点に立地している。古くから国際貿易港として発展し、多様な文化と産業が共存する国際都市であると同時に、先端産業、物流、観光、医療、農水産業など多様な産業基盤を有している。この地理的条件は、本専攻が目指す経済学とデータサイエンスの融合教育及び研究にとって、多面的な実証フィールドを提供するものである。

神戸市は、阪神工業地帯の一翼を担い、自動車、造船、化学、食品などの製造業や、総合商社、海運、金融などの国際ビジネスが集積している。また、ポートアイランドには医療産業都市構想の下、先端医療センターやバイオ関連企業、IT企業が集積しており、産学連携によるデータ駆動型研究の機会が豊富である。これらの地域資源は、経済理論に基づく分析やデータサイエンスの応用に直結する実践的な教育・研究環境を形成している。

さらに、西日本の交通の要衝にあり、大阪、京都、奈良など関西圏の都市に短時間でアクセスできる。この広域的なネットワークを通じて、多様な企業・自治体・研究機関との協働が可能であり、本専攻の学生は学外プロジェクトやインターンシップを通じて、リアルな経済活動や政策立案の現場に参画できる。加えて、神戸港や神戸空港並びに関西国際空港を通じた国際アクセスの利便性は、海外大学や研究機関、国際機関との交流・共同研究の推進において大きな強みとなる。

神戸大学（以下「本学」という。）は、これまで地域社会との連携を重視し、兵庫県や神戸市と協働した地域経済分析、防災・減災研究、観光振興策の立案など、多様な分野で社会貢献活動を行ってきた。また、EUやアジア諸国との学術・経済交流の拠点としても機能しており、国際的

な共同研究や留学生交流において豊富な実績を有している。こうした地域的及び国際的なネットワークは、本専攻におけるグローバル人材育成の基盤となる。

加えて、平成7年に発生した阪神・淡路大震災からの復興過程で、都市再生や防災・危機管理の分野で豊富な知見と実践を蓄積してきた。この経験は、レジリエントな経済社会の構築という現代的課題に対して、経済学とデータサイエンスを組み合わせた政策研究を展開する上で重要なフィールドとなる。

以上のように本専攻では、神戸という国際性・多様性・産業集積・地域連携力を兼ね備えた都市環境を活用し、教育・研究活動を通じて地域社会と世界の双方に貢献できる人材を育成する。地理的特性を最大限に生かすことで、学術的成果の社会実装を促進し、地域と国際社会の持続的発展に寄与することを目指す。

### 【国際性】

経済学研究科は創設以来、国際交流と学術的ネットワークの構築を重視し、多数の海外大学や研究機関との間で教育及び研究協力を推進してきた。欧州では、「EU インスティテュート・ジャパン関西」の拠点校として長年活動し、経済統合や国際貿易に関する共同研究を展開してきた実績がある。また、世界有数のシンクタンク Bruegel との共同カンファレンスや、アジア諸国（中国・台湾・韓国・ASEAN 諸国）との定期的なシンポジウムを通じて、国際的な学術対話を積極的に推進してきた。

本専攻では、これら既存の国際的基盤を活用し、経済学とデータサイエンスの融合領域において世界水準の教育・研究を行う。教育面では、全て英語で開講される科目や英語教材を利用した演習を活用し、留学生と日本人学生が共修する授業環境を整備する。これにより、学生は経済理論やデータ分析のスキルだけでなく、国際的なコミュニケーション能力や異文化理解力を実践的に養うことができる。

また、海外協定校との交換留学制度を通じ、半年から1年間の海外留学機会を提供する。

研究面では、海外大学や国際機関との共同研究プロジェクトを推進する。特に、国際貿易、金融市場、環境政策、開発経済、都市・地域経済などの分野で、現地のデータや事例研究を用いた比較分析を行う。また、AI や機械学習などのデータサイエンス手法を国際的な経済課題に適用し、国際会議や学術誌での発表並びに論文投稿を通じて成果を発信する。これにより、国内外の研究者ネットワークを強化し、本専攻を国際的な研究拠点として確立することを目指す。

さらに、「統合イノベーション戦略 2024」が掲げる「国際頭脳循環の促進」や「国際ルールメイキングへの参画」に資する人材育成を重視する。学生には、国際標準化活動や国際会議での議論参加の機会を提供し、将来、国際的な政策立案や企業戦略策定にも貢献できる能力を涵養する。

以上のように、本専攻は、既存の国際交流実績、英語による教育体制、海外留学・共同研究の機会、多様な留学生コミュニティを組み合わせることで、世界水準の教育研究環境を整備する。これにより、学生は学問的知見と実務的能力を国際的な舞台で発揮し、持続可能で包摂的な経済社会の発展に貢献することが期待される。

## 【本専攻を設置する理由とその必要性】

経済学研究科は、長年にわたり経済学の理論・実証・応用を幅広くカバーする教育研究を行い、国内外の学术界及び産業界に優れた人材を輩出してきた。既存の経済学研究科経済学専攻（以下「経済学専攻」という。）は、ミクロ経済学、マクロ経済学、計量経済学を中心に、公共政策、産業組織論、国際経済、金融など多様な分野を網羅し、経済学の基礎から応用まで体系的に学べる強固な教育体制を有している。

しかし、近年、社会や産業界のニーズは大きく変化している。ビッグデータの爆発的な増加と、AI・機械学習をはじめとするデータサイエンス技術の高度化は、経済学の分析方法に革命をもたらしつつある。市場分析や政策評価においても、従来型の統計分析や理論モデルだけでは対応が困難な、大規模・非構造的・リアルタイム性の高いデータが活用される場面が増えている。こうした状況に応えるには、経済学の基盤的知識と並行して、高度な数理モデル構築力、プログラミング能力、データサイエンスの知見を統合的に身につけた人材が不可欠である。

経済学専攻でも統計・計量経済学の教育は充実しているが、データサイエンス分野の基幹科目（機械学習、深層学習、自然言語処理、ネットワーク科学など）や大規模データ処理技術、計算機科学の専門教育は、あくまで経済学教育を補完する位置付けにとどまっている。一方、本専攻では、データサイエンスを経済分析の「補助的手法」としてではなく、「教育課程の中核」として位置付け、修士論文及び課題解決型（PBL）演習においても、データ駆動型の課題設定と分析を前提とする点に制度的な違いがある。

本専攻は、こうした課題を克服し、経済学とデータサイエンスの融合教育を制度的に担保するために設置するものである。本専攻では、経済学専攻と共通する基礎科目（「ミクロ経済学 IA・IB」, 「マクロ経済学 IA・IB」, 「計量経済学 A・B」）に加え、データ科学と経済分析を必修とし、「機械学習」, 「プログラミング」, 「経済学とデータ科学のための数学」などを選択必修として体系的に配置する。

さらに、「因果推論と政策評価」, 「応用機械学習」, 「ネットワーク科学」など、実務直結型の選択科目群を整備し、経済現象の分析・予測・政策提案を高精度で実行できる人材を養成する。

本専攻の設置により、経済学専攻とは異なる明確な専門性と出口戦略を持つ教育体系が確立される。経済学専攻が理論的・実証的分析を中心とする「経済学の深掘り型教育」であるのに対し、本専攻は「経済学を基盤としたデータ駆動型課題解決教育」に特化し、ビジネス・政策現場で即戦力となる高度人材を計画的に輩出する。両専攻間では相互履修やサブゼミ制度を通じて人的・知的交流を促進し、学際的かつ双方向的な学びを実現する。

さらに、産業界からの要請も新専攻設置を後押ししている。多くの企業や自治体は、経済学的な問題設定力と AI・データ分析の実装力を兼ね備えた人材を求めており、既存の教育体系だけではその需要を十分に満たせない状況にある。本専攻は、こうした社会的及び産業界のニーズに即応し、将来の技術革新や社会変動にも適応できる柔軟性と創造性を備えた人材を養成するための新たな学位プログラムとして位置付けられる。

以上の理由から、経済学研究科において、経済学専攻に加え新たに本専攻を設置することは、大学院教育の高度化、産業界や社会からの要請への応答、そして経済学とデータサイエンスの学際的発展を同時に実現するために不可欠である。これにより、経済学研究科は、国内外の教育研

究拠点としての地位を一層強化し、持続可能でデータ駆動型の経済社会の発展に貢献する。

## (2) 養成する人材像及び修了後の進路

本専攻では、経済理論に立脚しつつ、数理モデルや計算技術、データサイエンスを統合的に活用して、現代社会が直面する複雑かつ高度な課題に対して実践的かつ創造的に挑む高度専門職業人を養成する。特に本専攻では、経済学の伝統的理論体系と最新のデータ科学技術とを架橋することにより、理論的思考力と実証的分析力の双方を兼ね備えた人材を育成することを目指す。そのため、以下の5つの具体的な人材像を掲げ、それぞれに応じた専門教育を展開する。

### 1. 経済現象を数理モデルで理解し、現実の経済問題に応用できる実務家

経済理論を数理的に定式化し、構造的な理解に基づいて現実の経済問題を分析・解決できる能力を養う。とりわけ、ゲーム理論、動学的最適化、一般均衡理論などを駆使して、企業戦略や政策設計への応用が可能な人材を育成する。

### 2. 計算機科学を駆使して複雑な経済現象を解明する実務家

エージェントベースモデルやマイクロシミュレーション、数値的最適化などの計算手法を用いて、動学的・非線形な経済システムを可視化・分析できる人材を育成する。大量データの処理能力とモデル設計能力を併せ持つ点が特徴である。

### 3. データサイエンス技術を活用して実証分析を行う専門家

計量経済学の基礎に加え、機械学習、深層学習、自然言語処理などのデータサイエンス手法を修得し、政策・ビジネスに資するエビデンスを構築できる人材を育成する。特に因果推論や予測モデルの構築を通じて、説得力ある分析を可能とする。

### 4. 数理的モデリングとビッグデータ解析を通じて政策評価や市場分析を科学的に推進するリーダー

政策評価(EBPM)や市場メカニズムの解析を数理モデルとビッグデータを用いて主導的に担うことができるリーダー人材を育成する。分析にとどまらず、意思決定支援や戦略策定における構想力と実行力を重視する。

### 5. 公共政策や企業経営における課題を発見・解決するためのデータ活用能力を持つ実務家

社会課題や経営課題に対して、多様な利害関係者との協働の下で、データ収集・可視化・分析を行い、具体的なアクションにつなげる実務能力を涵養する。定量的スキルとコミュニケーション能力を併せ持った人材の輩出を目指す。

本専攻では、経済学とデータサイエンス双方の基幹科目を必修として配置し、初年次の「課題解決型(PBL)演習」や産学官連携プログラムを通じた実践教育を重視する。これにより、理論と現場の双方に精通した人材を養成する。

修了後の進路としては、金融・証券・保険業界でのリスク管理や資産運用、IT・コンサルティング企業でのデータ活用による戦略支援、製造・流通業における需給予測や業務最適化など、多様な分野での活躍が見込まれる。また、政府・自治体・国際機関において、政策立案・評価の専門人材としての進路も期待される。さらに、博士課程への編入学を通じて、経済学とデータ科学の融合領域における先端研究を担う研究者への道も開かれている。

### (3) 3つのポリシー

経済学研究科においては、本学の定めるポリシーを基本として、以下のとおりポリシーを定める。

#### 【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

本学の定める学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、次のとおりである。

神戸大学は、開放的で国際性に富む固有の文化の下、「真摯・自由・協同」の精神を発揮し、個性輝く人間性豊かな指導的人材の育成を通して、学問の発展、人類の幸福、地球環境の保全及び世界の平和に貢献することを目指している。

この目標達成に向け、本学では、「教育憲章」に基づき、教育課程を通じて授与する学位に関して、大学院において国際的に卓越した教育を保証するため、以下に示した2つの方針に従って当該学位を授与する。

- ・研究科に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、当該研究科が定める審査に合格する。
- ・修了までに、本学学生が、それぞれの課程を通じて身につけるべき能力を次のとおりとする。

#### 「人間性」

豊かな教養と高い倫理性をそなえ、知性、理性及び感性が調和し、自立した社会人として行動できるようになるため、次の2つの能力を身につける。

- ・様々な場面において、状況を適切に把握し主体的に判断する力
- ・専門性や価値観を異にする人々と協働して課題解決にあたるチームワーク力

#### 「創造性」

伝統的な思考や方法を批判的に継承し、自ら課題を設定して創造的に解決できるようになるため、次の2つの能力を身につける。

- ・他の学問分野の基本的なものの考え方を学び、自らの専門分野との違いを理解する力
- ・能動的に学び、新たな発想を生み出す力

#### 「国際性」

多様な価値観を尊重し、多文化社会のより深い理解に努め、優れたコミュニケーション能力を発揮できるようになるため、次の2つの能力を身につける。

- ・複数の言語で異なる文化の人々と意思を通じ合うことができる力
- ・文化、思想、価値観の多様性を受容し、地球的課題を理解する力

#### 「専門性」

それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように、深い学識と高度で卓越した専門的能力を身につける。

それぞれの課程で身につける専門的能力は各研究科が定める。

これらを踏まえた上で、経済学研究科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を設定する。

神戸大学大学院経済学研究科経済数理データ科学専攻は、経済社会に関する人類の知見を継承し、創造的に発展させることを通じて、豊かな人間性を涵養する教育研究を行う。とりわけ、複雑化・高度化する現代社会の諸課題に対応するため、経済学とデータサイエンスの高度な専門性と、学際的な視野を兼ね備えた実践的人材の養成を目的とする。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従って修士の学位を授与する。

神戸大学のディプロマ・ポリシー、ならびに神戸高等商業学校以来の「真摯・自由・協同」の精神に基づき、経済学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

1. 本研究科に所定の期間以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
2. 修了までに、本研究科学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。
  - ・経済学及びデータサイエンスの手法を用いて経済現象を論理的かつ体系的に分析する能力
  - ・複雑な課題を解明し、実践的な応用に結び付ける能力
  - ・高次のレベルで分析、解明したことを総合し、的確に表現できる能力

#### 【教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)】

本学の定める教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)は、次のとおりである。

神戸大学は、本学の「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に基づき、大学院課程においては国際的に通用する深い学識、高度で卓越した専門的能力を身につけ、人間性、創造性、国際性において優れた人材を養成するため、それぞれの研究科・専攻の教育目標にあわせたカリキュラムを編成する。

これらを踏まえた上で、経済学研究科の教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を設定する。

神戸大学のカリキュラム・ポリシーに基づき、経済学研究科経済数理データ科学専攻は、経済学と数理・計算機科学及びデータサイエンスを統合した新たな学際領域の教育を実現するため、以下の方針に則りカリキュラムを編成する。

1. 経済学・統計学・計量経済学・データサイエンスに関する体系的な教育を通じて、実証的・分析的思考力を涵養する。
2. 数理モデリング、プログラミング、アルゴリズム設計などの技術的能力を育成し、経済社会における複雑で多面的な課題に対応し得る応用力を培う。

3. 学際的な知識を備え、経済学とデータサイエンスの融合的知見をもとに実社会に貢献できる能力を養う。

4. 高度な分析力と表現力、ならびに創造的思考力を涵養するために、演習科目や特殊研究、課題解決型学習（PBL）等を配置し、自立的な学修と研究を支援する。

なお、これらの科目は、講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニングなどを適宜組み合わせで行う。

学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多角的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・その他演習科目等については、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多角的、包括的な方法で到達度を判定する。

### 【入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）】

本学の定める入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、次のとおりである。

神戸大学は、世界に開かれた国際都市神戸に立地する大学として、国際的で先端的な研究・教育の拠点になることを目指しています。

これまで人類が築いてきた学問を継承するとともに、不断の努力を傾注して新しい知を創造し、人類社会の発展に貢献しようとする次のような学生を求めています。

#### ●神戸大学の求める学生像

1. 進取の気性に富み、人間と自然を愛する学生

〔求める要素：思考力・判断力・表現力、主体性・協働性、関心・意欲〕

2. 旺盛な学習意欲を持ち、新しい課題に積極的に取り組もうとする学生

〔求める要素：知識・技能、主体性・協働性、関心・意欲〕

3. 常に視野を広め、主体的に考える姿勢を持った学生

〔求める要素：主体性・協働性、関心・意欲〕

4. コミュニケーション能力を高め、異なる考え方や文化を尊重する学生

〔求める要素：知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性〕

#### ●入学者選抜の基本方針

以上のような学生を選抜するために、神戸大学のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえ、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測るため、多面的・総合的な評価による選抜を実施します。

これらを踏まえた上で、経済学研究科の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を設定する。

経済学研究科経済数理データ科学専攻は開学以来の「真摯・自由・協同」の精神に基づいて、経済学、数理・計算機科学、データサイエンスを統合することで、新たな学際的学問領域の発展を目指し、複雑化・高度化する現代社会の諸課題に対し、学術的及び実務的に貢献

しうる専門人材の育成を目的としています。

この目的を達成するために、次のような学生を求めています。

●経済数理データ科学専攻の求める学生像

1. 経済学、数理モデリング、計算技術、及びデータ解析の知識を深め、統合的に学びたい意欲を持つ者

〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕

2. 経済学を基盤に、データサイエンスの手法を活用して課題解決を目指す創造的な思考力を備えた者

〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕

3. 多様な分野の課題に関心を持ち、関係者と協働し、学際的アプローチを追求する意欲を持つ者

〔求める要素：主体性・協働性，関心・意欲〕

●入学者選抜の基本方針

以上の学生を選抜するために、経済数理データ科学専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、以下の選抜において様々な要素を測ります。

一般入試及び推薦入試では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

(4) 養成する人材像と3つのポリシーの相関及び整合性

【「養成する人材像」と「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」】

本専攻では、「複雑化・高度化する現代社会の諸課題に対応するため、経済学とデータサイエンスの高度な専門性と、学際的な視野を兼ね備えた実践的人材」の養成を基本理念として掲げている。この理念の下に設定された5つの具体的な人材像と、修了時に修得すべき3つの能力から成る学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、専攻全体の教育目的及び教育内容と密接に連動しており、論理的かつ体系的な整合性をもって構成されている。

まず、「養成する人材像」において掲げる「1. 経済現象を数理モデルで理解し、現実の経済問題に応用できる実務家」は、ディプロマ・ポリシーの第1項目「経済学及びデータサイエンスの手法を用いて論理的かつ体系的に分析する能力」と直接対応している。修了者には、ミクロ経済学・マクロ経済学、計量経済学を理論的・体系的に理解した上で、それらを数理的に定式化し、応用できる能力が求められる。経済現象をモデルベースで捉え、論理的な整合性をもって分析する能力は、まさにこの人材像の核心をなす。

「2. 計算機科学を駆使して複雑な経済現象を解明する実務家」は、ディプロマ・ポリシーの第2項目「複雑な課題を解明し、実践的な応用に結び付ける能力」と強く結びついている。本専攻では、経済現象の動的変化や非線形構造を捉えるための計算手法（数値シミュレーション、エージェントベースモデル等）を積極的に取り入れており、それらの技術を活用して社会課題を可視化し、解決策を導出できる人材の育成を目指している。このような教育内容を通じて、ディプロマ・ポリシーに掲げる「実践的応用力」の育成が担保される。

「3. データサイエンス技術を活用して実証分析を行う専門家」についても、ディプロマ・ポリ

シーの第1項目及び第2項目と重なりを持つ。とりわけ、因果推論、機械学習、自然言語処理といった先端的手法を用いた実証分析能力は、経済政策や市場メカニズムの科学的評価に不可欠であり、教育課程においては「演習」や「課題解決型（PBL）演習」を通じてその技能を修得させる構成となっている。したがって、これらのスキルはディプロマ・ポリシーで掲げる「論理的分析力」と「応用力」の双方に資する。

「4. 数理的モデリングとビッグデータ解析を通じて政策評価や市場分析を科学的に推進するリーダー」は、ディプロマ・ポリシー第3項目「高次のレベルで分析、解明したことを総合的に表現できる能力」との整合性が高い。高度な専門性を備えるのみならず、それを多様なステークホルダーに向けて説得力をもって伝達し、意思決定や政策形成に寄与する力がリーダー人材には求められる。本専攻では、研究成果のプレゼンテーションや政策提言資料の作成等を通じて、分析結果を社会に還元する表現力・発信力を涵養する。

最後に、「5. 公共政策や企業経営における課題を発見・解決するためのデータ活用力を持つ実務家」は、ディプロマ・ポリシー全体との包括的な対応関係にある。この人材像には、専門的知識の修得（第1項目）、課題解決への応用力（第2項目）、成果の表現と社会実装（第3項目）が一体的に求められるためである。学際的・国際的な視野を背景に、社会の第一線で実務に貢献できる能力は、本専攻の教育理念を象徴するものであり、全てのディプロマ・ポリシーと横断的に整合している。

以上のように、「養成する人材像」と「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は、それぞれ独立した理念でありながらも、教育課程の構成及び学修成果の評価において相互に補完し合う関係にある。専攻全体として、理論と実証、教育と実務、専門性と学際性のバランスを保ちつつ、学術的価値と社会的有用性を兼ね備えた高度専門職業人の育成を一貫して目指している点において、両者の整合性は明確である。

### 【「養成する人材像」と「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」】

本専攻において掲げる「養成する人材像」と「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」は、専攻の教育理念と目標を共有しつつ、教育課程全体の体系的整合性を確保する形で構築されている。すなわち、教育課程は、養成すべき人材像の実現に向けて、必要とされる知識、技能、態度を段階的かつ体系的に獲得できるよう設計されており、両者は密接に連動する関係にある。

まず、「1. 経済現象を数理モデルで理解し、現実の経済問題に応用できる実務家」の養成に関しては、教育課程における基幹理論科目（「ミクロ経済学」、「マクロ経済学」、「計量経済学」）と数理・データサイエンス基礎科目（「データ科学と経済分析」、「経済学とデータ科学のための数学」、「プログラミング」）によって対応されている。これらの科目を通じて、学生は経済現象を構造的に理解する力と、それをモデル化・分析する技術を修得し、理論と実務を架橋する応用力を身につける。この内容は、カリキュラム・ポリシーにおける「実証的・分析的思考力」の育成方針と直接的に整合する。

次に、「2. 計算機科学を駆使して複雑な経済現象を解明する実務家」については、機械学習、深層学習、最適化理論、ネットワーク分析、シミュレーション等の発展的・応用的科目が対応し

ており、「複雑で多面的な課題に対応し得る能力」を育成するカリキュラム方針と一致している。これにより、学生は、非線形・非均衡的な経済システムや行動経済的現象といった現代的課題に対して、数理的・計算的アプローチを用いて現象を理解し、問題解決へとつなげる応用力を獲得する。

また、「3. データサイエンス技術を活用して実証分析を行う専門家」の育成については、因果推論やビッグデータ解析、自然言語処理等の応用技術を学ぶ専門科目に加え、PBL形式の演習科目が中核的役割を果たしている。これらの授業を通じて、学生は理論的知見を現実社会の問題解決に応用する能力を培う。特に、実社会のデータセットを活用した演習は、「実社会に貢献できる能力」の育成を目指すカリキュラム方針と密接に対応している。

さらに、「4. 数理的モデリングとビッグデータ解析を通じて政策評価や市場分析を科学的に推進するリーダー」の養成には、修士論文において学生が主体的にテーマを設定し、総合的な分析とアウトプットを行うプロセスが対応する。これにより、専門的知見を総合的に統合し、社会的・政策的文脈で活用する力を培うことができる。この点は、カリキュラム・ポリシーにおける「高度な分析力と表現力、創造的思考力」の育成方針と一致している。

最後に、「5. 公共政策や企業経営における課題を発見・解決するためのデータ活用能力を持つ実務家」の養成については、上述のすべての教育課程と横断的に対応している。加えて、他専攻との連携科目や英語による専門授業、国際交流プログラムなど、学際性や国際性を重視したカリキュラムを通じて、広い視野と高い汎用性を持つ実務能力の形成が可能となっている。

以上のように、本専攻の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」は、「養成する人材像」に掲げた各人材タイプの育成に対応する形で設計されており、知識・技能・態度の各側面において具体的な学修成果を導出することができるように構成されている。その結果、教育課程を修了した学生は、それぞれの人材像に即した専門的能力と社会的実践力を備えた高度専門職業人として、学术界・産業界・公共部門の各分野で活躍することが期待される。

### 【「養成する人材像」と「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」】

本専攻では、現代社会の複雑化・高度化する諸課題に対応できる「経済学とデータサイエンスの高度な専門性と、学際的な視野を兼ね備えた実践的人材」を養成することを教育の根本理念としている。その上で、本専攻はこの理念を具体化する5つの人材像を提示し、それに対応する形で、学修・研究への適性と意欲を持つ学生を受け入れるべく、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を策定している。これにより、「どのような資質を持った者を受け入れ、いかなる人材に育てるか」という教育の入口と出口における整合性を確保している。

まず、「1. 経済現象を数理モデルで理解し、現実の経済問題に応用できる実務家」の育成に対応して、アドミッション・ポリシーでは「経済学、数理モデリング、計算技術、データ解析の知識を深め統合的に学びたい意欲を持つ者」を受け入れの対象としている。経済理論を土台に、経済現象をモデル化し、実務へ応用するには、基礎的な数理的素養と、それを積極的に探究しようとする主体的な学修姿勢が求められる。本専攻では、このような素養と意欲を有する入学者が、理論と現実を架橋する力を着実に育むことができるよう、教育課程を整備している。

次に、「2. 計算機科学を駆使して複雑な経済現象を解明する実務家」の育成に対応して、アド

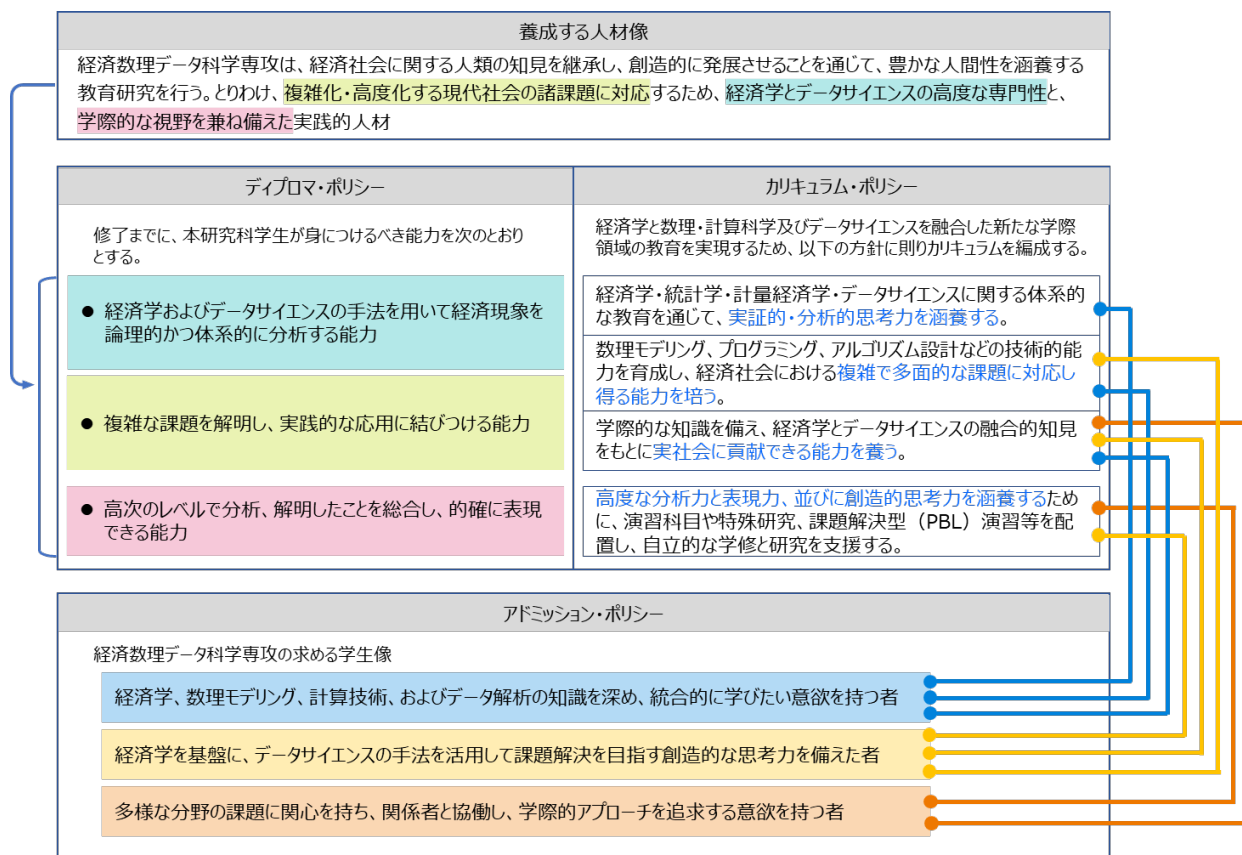
ミッション・ポリシーでは「データサイエンスの手法を活用して課題解決を目指す創造的な思考力を備えた者」を受入れの対象としており、直接的な対応関係にある。現代の経済社会における課題は非線形かつ多層的であり、それを解明するためには高度な計算機科学技術や新たな手法の活用が不可欠である。こうしたスキルの修得には、数学的基盤とともに、創造性をもって課題解決に取り組む姿勢が求められる。アドミッション・ポリシーではこのような適性を評価し、多様なバックグラウンドを持つ志願者に門戸を開くことで、養成する人材像に適合する多様な人材を確保することを可能としている。

また、「3. データサイエンス技術を活用して実証分析を行う専門家」や、「4. 数理的モデリングとビッグデータ解析を通じて政策評価や市場分析を科学的に推進するリーダー」の育成に向けては、アドミッション・ポリシーにおいて「課題解決を目指す創造的な思考力」や「多様な分野の課題に関心を持ち、関係者と協働し、学際的なアプローチを追求する意欲」を持つ学生を重視している。実証分析や政策評価は、理論・データ・現場を有機的に接続し、総合的に分析・提言する能力が求められる分野であり、そのためには専門知識の修得に加えて、現実の課題に対して多角的に取り組む姿勢と、関係者と連携して解決に導こうとする協働性が不可欠である。

最後に、「5. 公共政策や企業経営における課題を発見・解決するためのデータ活用力を持つ実務家」の育成に対応して、アドミッション・ポリシーでは「学際的アプローチへの関心」や「協働的姿勢」、「国際的視野」を備えた者を受け入れる。現代の実務課題は、学問的専門性のみによる解決が困難であり、分野横断的な知見と、多様な文化的背景を尊重したコミュニケーション力が求められる。入学段階でこうした資質を持つ者を選抜し、教育課程を通じて更にその能力を開花させることで、本専攻が目指す人材像に直結した人材育成が可能となる。

このように、本専攻における入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育課程を通じて育成する人材像との論理的な一貫性を有しており、専攻の教育目的を達成するための適切な人材の受入れを実現している。入学者選抜においては、学業成績や研究計画書のみならず、志望動機や口述試験を通じて、こうした資質・能力を多面的に評価する体制を整備しており、教育の入口と出口の整合性を高い水準で確保している点に、本専攻の特色があると言える。

図1 養成する人材像と3つのポリシーとの関連



(4) 中心的な学問分野

本専攻の中心的な学問分野は、経済学を基盤としつつ、計算機科学及びデータサイエンスを融合させた学際領域である。本専攻は、経済現象や社会課題を科学的に解明し、政策立案やビジネス戦略に応用可能な理論と手法を体系的に教育・研究することを目的とする。

経済学分野では、ミクロ経済学、マクロ経済学、計量経済学を中核とし、産業組織論、国際経済学、公共経済学、金融論などの応用分野を包含する。これらの分野は、市場構造や経済成長、国際貿易、財政・金融政策などの分析を通じて、経済のメカニズムや政策効果を理解するための理論的基盤を提供する。また、計量経済学では、統計的推定や因果推論の方法を駆使し、実証分析を行う能力を育成する。

計算機科学分野では、経済学のモデル化や最適化を支える数学的手法を重視する。線形代数、微積分、確率論、最適化理論、ゲーム理論などの数理的枠組みを活用し、経済行動や制度設計の理論分析を行う。さらに、シミュレーションや数値計算の技術を用いた複雑系の解析も対象とする。

データサイエンス分野では、現代のビッグデータ環境に対応するための統計解析、機械学習、深層学習、自然言語処理、ネットワーク分析などの先端的手法を扱う。構造化及び非構造化データの収集・加工・解析から、モデル構築、予測、可視化までの一連のプロセスを体系的に学ぶことで、経済現象の新たなパターンや関係性を発見し、意思決定に資する知見を抽出する能力を養

う。

このように、本専攻は「経済学」を核としながら、「計算機科学」と「データサイエンス」を有機的に統合した教育研究を展開する。特に、経済理論に基づく課題設定力と、データ駆動型の分析・予測能力を兼ね備えた人材を育成するため、理論・方法・応用を横断するカリキュラムを編成している。また、産学官連携による実データを活用した PBL 演習や修士論文研究等を通じて、学問的知識を実社会の課題解決に結びつける実践的能力を涵養する。

以上のように、本専攻の中心的な学問分野は、経済学、計算機科学、データサイエンスの三位一体的融合にあり、その総合的なアプローチによって、急速に変化する経済社会に対応できる高度専門職業人を輩出することを目指す。

## 2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本専攻の教育目標は、複雑化・高度化する現代社会の諸課題に対応するため、経済学とデータサイエンスの高度な専門性と、学際的な視野を兼ね備えた実践的人材（「経済現象を数理モデルで解決し、現実の経済問題に応用できる実務家」、「計算機科学を駆使して複雑な経済現象を解明する実務家」、「データサイエンス技術を活用して実証分析を行う専門家」、「数理的モデリングとビッグデータ解析を通じて政策評価や市場分析を科学的に推進するリーダー」及び「公共政策や企業経営における課題を発見・解決するためのデータ活用能力を持つ実務家」）を輩出することである。

本専攻は、研究者養成を主目的とする博士課程とは異なり、産業界・公共部門において即戦力として活躍できる高度専門職業人の育成を主眼としているため、修士課程において教育目的が完結する構想としている。

### 3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

#### (1) 研究科の名称

経済学研究科（英語名称：Graduate School of Economics）

#### (2) 専攻の名称

経済数理データ科学専攻（英語名称：Department of Economics and Data Science）

本専攻は、経済学の理論的枠組みを基盤としつつ、数理的手法とデータサイエンス技術を融合させ、現代社会の複雑な経済・社会課題に科学的かつ実践的に取り組む人材を養成することを目的とする。その特色を端的に表現するため、専攻名称を「経済数理データ科学専攻」とした。

名称のうち「経済」は、本専攻が経済学研究科に属し、経済理論、経済政策、産業構造、国際経済などの分野を核に据えた教育研究を行うことを示している。経済学は、現象の背景にあるメカニズムを理解し、合理的な意思決定や制度設計を可能にする学問であり、本専攻の人材育成の出発点である。

「数理」は、経済現象のモデル化やシミュレーション、制度設計のための数理的アプローチを重視する姿勢を示すものである。線形代数、確率論、最適化理論、ゲーム理論などの数学的枠組みを駆使し、経済行動や市場構造を分析する能力の涵養を意図している。

「データ」は、統計学、機械学習、深層学習、自然言語処理、ネットワーク分析などのデータサイエンス技術を活用し、大規模かつ多様なデータから有用な知見を抽出する力を養うことを意味する。現代社会では、ビッグデータを的確に扱い、政策やビジネスの現場で実装可能な分析結果を提示できる能力が求められており、その重要性を名称に明示した。

この三要素を統合した「経済数理データ科学」という名称は、本専攻の教育研究の中核である「経済学を基盤とし、数理的思考とデータ駆動型分析を融合させた学際的アプローチ」を簡潔かつ包括的に表現している。また、国内外の志願者や産業界及び公共部門の関係者に対して、本専攻の学問領域と特色を直感的に理解させる効果を持つ。

以上の理由から、本専攻の名称を「経済数理データ科学専攻」とする。

#### (3) 学位の名称

修士（経済学・データ科学）[英文名称：Master of Economics and Data Science]

#### 4 教育課程の編成の考え方及び特色

本専攻では、経済学の理論的基盤と数理・計算機科学、データサイエンスの先端的手法を統合的に修得させ、現代社会の多様かつ複雑な課題に対して実践的で創造的な解決策を提示できる人材を養成することを目的とする。これを実現するため、教育課程の編成・実施は、「実証的・分析的思考力」、「複雑で多面的な課題に対応し得る能力」、「実社会に貢献できる能力」、「高度な分析力と表現力、創造的思考力」という4つのカリキュラム・ポリシーに則り、体系的かつ段階的に科目を配置している。1年次において理論・数理・データサイエンスの基礎と応用力を体系的に修得し、2年次において修士論文及び発展的演習を通じて研究遂行力と実践力を完成させる二段階構成として設計している。

以下に、その具体的な編成の考え方及び特色について、科目区分、科目構成、必修・選択の構成、履修順序、単位・授業時間の考え方、主要科目と人材像・ポリシーとの対応、課程制大学院制度との整合性等を整理して説明する。

##### (1) 科目区分の設定及びその理由

本専攻の教育課程では、科目を大きく以下の区分に整理している：

- ・ 演習必修科目
- ・ 経済学選択必修科目
- ・ データ科学選択必修科目
- ・ 選択科目

この区分設定の理由は、学生が理論的・方法論的な基礎力を確立する過程で、同時に課題発見力を養成し発展的な応用力・実践力を高め、最終的には自律的な研究遂行力及び社会実装力を身につけるという「基礎・課題発見→応用→実践／研究・課題解決」の段階構造を確保するためである。カリキュラム・ポリシーにおける「基礎理論と分析技術の体系的修得」(ポリシー1)、「応用的かつ先端専門能力の強化」(ポリシー2)、「PBLの重視」(ポリシー3)、「研究遂行能力と表現力の養成」「学際性の推進」(ポリシー4)に対応する構造を、科目区分という枠組みで明示した。

##### (2) 各科目区分の科目構成とその理由

各区分における科目構成とその配置理由を次の通り整理する。

###### <演習必修科目 (10 単位) >

○演習 …「演習」(1年次＋2年次)、「課題解決型(PBL)演習」(1年次)

演習科目は、学生が実際のデータ・事例を用いて演習形式で学ぶことで、理論・技術・実践を統合的に体験する機会である。特に「課題解決型(PBL)演習」は、産学官連携のプロジェクト型を通じて「実社会に貢献できる能力」及び「高度な分析力と表現力、創造的思考力」を早期から育成するために配置している。

#### <経済学選択必修科目（4単位以上）：1年次>

- 経済学領域 …「マイクロ経済学 IA・IB」,「マクロ経済学 IA・IB」
- 統計学/計量経済学領域 …「計量経済学 A・B」

これらの科目は、理論的枠組み・数理的思考・統計解析など、学生が以降の発展科目に取り組むための基盤を整えるために必修とした。経済理論及び計量経済学は「経済学を数理モデルで理解し、現実の経済問題に応用できる実務家」という人材像の実現に不可欠であり、「実証的・分析的思考力」を育成する基盤となる。

#### <データ科学選択必修科目（4単位以上）：1年次>

- データ科学領域 …「機械学習」,「プログラミング」
- 複合領域 …「データ科学と経済分析」,「経済学とデータ科学のための数学」

「データ科学と経済分析」は、理論的枠組み・数理的思考・プログラミング・統計解析など、学生が以降の発展科目に取り組むための基盤を整えるために必修とした。特に、経済理論及び計量経済学は「経済現象を数理モデルで理解し、現実の経済問題に応用できる実務家」という人材像の実現に不可欠であり、「実証的・分析的思考力」を育成する基盤となる。

その他の科目は、学生がそれぞれの興味・進路に応じて、発展的な技術・方法論を修得するための科目群であり、「複雑で多面的な課題に対応し得る能力」を育成するための橋渡しとなる。数理・プログラミング・機械学習という多面的なアプローチによって、分析技術の深化を図る。

#### <選択科目（12単位以上）：1年次又は2年次>

- 経済学領域 …「行動ゲーム理論」,「マイクロ経済学Ⅱ」,「マクロ経済学Ⅱ」
- 統計学/計量経済学領域 …「応用時系列分析」,「マイクロデータ分析」,  
「マイクロ計量分析」
- データ科学領域 …「応用機械学習」,「データ・ハンドリング」,  
「機械学習特論（画像・音声・自然言語処理）」
- 応用経済学/複合領域 …「因果推論と政策評価」,「ネットワーク科学と経済分析」,  
「ファイナンス」等

これらの科目は、学生が自らの専門関心・進路に応じて選択し、特定分野の深みある知見を修得するためのものである。高度な技術・方法論・応用研究を通じて、「数理的モデリングとビッグデータ解析を通じて政策評価や市場分析を科学的に推進するリーダー」や「公共政策や企業経営における課題を発見・解決するためのデータ活用力を持つ実務家」といった人材像の実現を支える。

### (3) 科目区分における対応関係と整合性

上記の科目区分・構成は、養成する人材像及びカリキュラム・ポリシーと密接に整合している。例えば、必修科目によって「実証的・分析的思考力」が形成され、選択必修・選択科目によって

「複雑で多面的な課題に対応し得る能力」が涵養され、演習及びPBL演習によって「実社会に貢献できる能力」及び「高度な分析力と表現力，創造的思考力」が実践的に養われる。そして，自由選択・学際科目によって「協働・学際・国際」への対応力が補完される。これにより，教育内容・学修プロセス・到達成果が一貫した体系を形成している。

#### (4) 必修・選択科目の構成とその理由

本専攻では，必修科目を通じて学生全員が共通の基盤力を確保する。具体的には，演習必修科目（10単位）を必修とし，1年次及び2年次にまたがって「演習」を，また1年次に「課題解決型（PBL）演習」を配置する。これにより早期から実践課題に触れ，継続的な学修・研究プロセスを体験させる。データ科学選択必修科目（4単位以上）のうち「データ科学と経済分析」（必修）を1年次に配置する。これにより，全学生がデータ科学の理論・方法論・技術の土台を1年次で築く。その他のデータ科学選択必修科目を1年次又は2年次に設け，学生個々の関心・進路に応じて学びを深められるようにする。選択科目（12単位以上）は，専門性・応用性を追求するための柔軟な履修機会として構成し，学生が自らの研究・進路に応じて科目を選択できるように設計している。これらの構成によって，基盤→応用→専門という段階的かつ柔軟な学修プログラムを実現している。

#### (5) 履修順序（配当年次）の考え方

履修順序としては，1年次に理論・方法論基盤科目（経済学基礎，データ科学基礎，プログラミング，数学等）を配置するとともに，演習・PBL演習を開始する。2年次には選択科目（「機械学習」，「因果推論と政策評価」，「ネットワーク科学と経済分析」等）を設け，2年次後半には修士論文研究へと移行させる。こうした配当により，学生は段階的に学びを深めつつ，2年次終了時までには自律的研究・実践を遂行できる体制が整う。

#### (6) 科目の設定単位数・単位時間数の考え方

1単位当たりの授業時間数は，学生の授業時間内外における学修活動を総合して，概ね45時間から60時間の範囲で設定している。例えば，講義型科目では45時間，演習・PBL演習では60時間を目安とし，これには授業時間＋予習・復習・課題・グループワークを含める。これにより，学生が実質的な学修時間を確保し，教育効果を最大化できるよう配慮している。単位数の配分についても，必修・選択科目を通じて総単位数（30単位以上）を設定し，各科目の重み付け（演習・PBL＝10単位必修，選択科目＝20単位以上等）により，基盤力・応用力・専門性・研究力の各要素がバランスよく履修できるように設計している。

#### (7) 授業期間と教育効果の確保

本専攻の修士課程は課程制大学院として，概ね2年間を標準修業年限とし，1年次・2年次それぞれを教育・研究期間として区分している。各授業科目の授業期間は，前期・後期の2セメスター制を基本とし，1科目あたり通常15回の授業を想定し，授業時間及び時間外学修を含めて教育効果を確保する。「演習」については，前期・後期を通じた継続科目として設計し，「課題解

決型（PBL）演習」については、実データに基づくプロジェクト経験を通じて深い学びを提供する。こうした期間設定により、学生が段階的に知識・技能・思考力を深化させ、2年次後半には自主的研究・実践遂行能力を備えることが可能である。

#### （8）課程制大学院制度の趣旨との整合性

本専攻は、課程制大学院制度の趣旨に則り、「教育課程」と「研究指導」を一体的に運営する。すなわち、定められた修業年限・単位・科目履修を通じて体系的な教育を行うとともに、修士論文研究を通じて個別指導を展開し、自律的研究能力を育成する。指導体制は、指導教員によるメンター制を採用し、履修段階から研究テーマ設定、データ分析、成果発信までを通じて支援する。教育課程の構成（基盤→応用→実践／研究）と研究指導（テーマ選定→分析→報告）とが整合し、修了生が「養成する人材像」で掲げた能力（経済数理モデル理解・計算機科学活用・データサイエンス実証・政策評価リーダー・データ活用実務家）を具備するよう設計されている。

#### （9）主要授業科目の設定と人材像・ポリシーとの対応

例えば「ミクロ経済学IA・IB」「マクロ経済学IA・IB」「計量経済学A・B」は、養成する人材像の「1. 経済現象を数理モデルで理解し、現実の経済問題に応用できる実務家」に対応し、カリキュラム・ポリシー1「実証的・分析的思考力」を育成する主要科目である。また、「機械学習」、「応用機械学習」、「ネットワーク科学と経済分析」、「因果推論と政策評価」は、養成する人材像の2.3.4.に該当し、カリキュラム・ポリシー2「複雑で多面的な課題に対応し得る能力」、3「実社会に貢献できる能力」を実現するための中心科目である。さらに、「演習」、「課題解決型（PBL）演習」、「因果推論と政策評価」、「特殊研究」は、養成する人材像の4.5.「リーダー」、「実務家」に至るための実践と発信力を育てるもので、カリキュラム・ポリシー4「高度な分析力と表現力、創造的思考力」に直結する。こうした主要科目の選定と配列は、教育目的と人材像及びポリシーが一体的に機能するよう再設計されている。

以上のように、経済数理データ科学専攻の教育課程は、科目区分・科目構成・必修・選択・自由の構成・履修順序・単位・授業期間・研究指導体制などすべての設計要素において、養成する人材像及びカリキュラム・ポリシーと明確かつ論理的に整合しており、体系的な構築がなされている。このような教育課程を通じて、学生は理論的知見と分析手法を段階的に修得し、実践・研究を経て高度専門職業人としての能力を備えて修了していく。

## 5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

本専攻では、以下のような教育方法及び履修・研究指導方法を通じて、「経済現象を数理モデルで理解し、現実の経済問題に応用できる実務家」、「計算機科学を駆使して複雑な経済現象を解明する実務家」、「データサイエンス技術を活用して実証分析を行う専門家」、「数理的モデリングとビッグデータ解析を通じて政策評価や市場分析を科学的に推進するリーダー」、「公共政策や企業経営における課題を発見・解決するためのデータ活用力を持つ実務家」という5つの人材像を具現化し、修了時には「論理的・体系的分析力」、「実践的応用力」、「表現・創造力」を備えた人材を輩出する体制を完備している。

### (1) 教育方法

本専攻における教育方法は、「実証的・分析的思考力」、「複雑で多面的な課題に対応し得る能力」、「実社会に貢献できる能力」、「高度な分析力と表現力、創造的思考力」という4つのカリキュラム・ポリシーに即して、理論・方法・実践・研究という段階を有機的に連携させ、学生が修了時に求められる能力を確実に身につけられるよう設計している。以下では、その具体的な授業方法、学生数設定、配当年次の考え方を含めて説明する。

#### 【授業方法の多様化と段階的展開】

まず、基盤段階（主に1年次前期）では、講義形式を中心に据え、理論・方法論を体系的に教授する。具体的には、ミクロ経済学、マクロ経済学、計量経済学、統計学、経済数学、プログラミング等を講義形式で実施し、学生に経済現象を数理モデルで捉える思考枠組みと、データ分析技術の基礎を提供する。この段階では、講義後に小規模な演習・課題・グループ討議を付設し、双方向・アクティブラーニングを取り入れ、学生の理解と内省を促す。また演習及びPBL演習もあわせて導入する。PBL演習では、企業・自治体・国際機関等が提供する実データや課題を題材とし、チームで「課題設定→データ収集・整備→モデル構築・分析→提案作成」というプロセスを実践させる。教員はメンターとして進捗を管理し、定期的なレビュー・発表・フィードバックを行う。これにより「実社会に貢献できる能力」及び「高度な分析力と表現力、創造的思考力」の育成を意図している。

次に応用／発展段階（主に1年次後期～2年次前期）では、プログラミング演習、機械学習・深層学習演習、因果推論モデル構築などを通じて、学生は実データを用い、モデルを設計、実証し、結果を解釈する能力を養う。演習では、教員・TAの支援のもと、小グループ形式で課題に取り組むことで「複雑で多面的な課題に対応し得る能力」を育成する。

最後に研究・発信段階（主に2年次後期）では、修士論文を柱とし、学生各自がテーマを設定し、経済学・計算機科学・データサイエンスを統合して研究を遂行する。指導教員のもとで、学生には論文執筆・口頭発表等を通じて「高度な分析力・表現力・創造的思考力」を定着させる。

#### 【学生数及び授業規模の適正化】

本専攻の教育方法の実効性を確保するため、各授業形式に応じた学生数の設定を行う。講義型科目については、25～35名程度を想定し、全学生に対して体系的な知識を提供するが、可能な範囲で15名以下に抑え、双方向討議やケーススタディを実施できる環境を整える。PBL演習で

は、小グループ（15名）を標準とし、教員・TAまたはメンターによるきめ細かな指導・助言が可能な体制とする。演習では、3名～4名の学生を1名の指導教員が担当し、必要に応じてサブゼミ（特殊研究）指導教員を加えた複数教員体制とすることで、研究指導の質・量を確保する。

このように、教育形式に応じた適切な規模設定により、学生それぞれが知識・技能を確実に修得し、教員との対話・支援・フィードバックを十分に得られるよう配慮している。

#### 【配当年次の合理的設計】

1年次前期～後期には経済学選択必修科目（理論・方法論）及びデータ科学選択必修科目である「データ科学と経済分析」（必修）を配置し、学生に共通基盤力を確立させる。1年次前期より並行してPBL演習を開始するとともに、その他の選択必修科目（「プログラミング」や「機械学習」等）も1年次に配置する。2年次前期には選択科目を本格的に展開し、2年次後期には修士論文研究を集中実施する。この配当により、学生は段階的に学びを深めつつ、2年次後期には自律的研究・実践遂行体制を整える。さらに、教員・学生間の中間発表や進捗面談を1年次末・2年次前期・2年次後期に実施し、履修・研究遂行の流れを可視化・管理する。

#### 【教育時間・単位数設定の工夫】

各科目の単位時間数は、授業時間＋予習・復習・課題・演習を含め、45時間を1単位の目安と設定している。演習及びPBL演習では60時間とし、学生の主体的学修・グループワーク・発表準備・フィードバック等を含む。こうした設定により、学生が授業時間外にも相応の学修時間を確保し、知識・技能の定着・活用を促進する。

#### 【課程制大学院としての教育・研究一体化】

本専攻は課程制大学院の趣旨に沿い、教育課程（基盤・応用・演習・研究）と研究指導（修士論文）を一体的に運営する。教育方法と研究指導が階層的・統合的に構築されており、学生は体系的に学びながら、最終的には独立的に研究・実践を遂行できる能力を備える。これにより、理論・技術・実践を結ぶ教育から研究への自然な移行が図られ、修了時には専門知識と実践力を兼ね備えた高度専門職業人としての姿が実現される。

以上のような教育方法により、本専攻は、理論的知見とデータ駆動型分析能力を併せ持つ人材を体系的かつ実践的に養成し、修了後に産業界・公共部門・学術界の各分野で活躍できる高度専門職業人の輩出を実現する。

#### （2）履修指導方法・研究指導方法

本専攻における履修指導及び研究指導は、入学時から修了までを見通した一貫した支援体制を構築し、学生一人ひとりがカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに掲げる能力を確実に取得できるよう設計されている。

以下、それぞれ方法を詳細に解説する。

#### 【履修指導方法】

入学時には、専攻ガイダンスを実施し、カリキュラム構造・修了要件・各科目区分・履修上の注意点を説明する。続いて、各学生は指導教員と面談を行い、学修目的・キャリア志向・進路希望を明確にした上で、1年次～2年次の履修計画を協議・策定する。この履修計画には、必修科目、選択必修科目、選択科目、演習・PBL演習、研究科目を年度配分・単位数とともに明示し、配当年次・履修順序を整理する。

年度当初及び学期末には定期面談（1年次前期末、1年次後期末、1年次前期末）を行い、履修の進捗・成績状況・学修態度・研究テーマとの整合性を確認し、必要に応じて履修計画の修正を行うさらに、履修指導の過程では、「養成する人材像」と「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」との整合性を踏まえ、学生が「経済学+数理モデリング・データ解析を統合的に学びたい意欲を持つ者」、「創造的な思考力を備えた者」、「学際的アプローチに意欲を持つ者」という入学資質を発揮し、育成目標に歩むための動機付け・支援を行う。

### 【研究指導方法】

修士論文研究に当たっては、学生1名につき指導教員1名を基本とし、必要に応じてサブゼミ（特殊研究）指導教員が助言を行う。指導教員は学生の研究テーマ設定から開始し、研究計画・仮説・データ分析方法・モデル構築・結果整理・論文執筆・発表準備に至るまで総合的な指導を行う。サブゼミ（特殊研究）指導教員は、指導教員の指導分野とは異なる専門性（例えば、計算機科学・プログラミング・データサイエンス等）を持ち、方法論的助言・学際的視野提供を担当する。

研究遂行のプロセスでは、以下のような進捗管理を置く：

- 入学後6ヶ月以内にテーマ案提出・先行研究調査完了面談
- 1年次後期に分析手法・データ収集設計のレビューゼミ
- 2年次前期に中間発表を行い、教員・学生間でフィードバックを実施
- 2年次後期に最終口頭試問を行う

このような段階的指導により、学生は「高度な分析力と表現力、創造的思考力」を段階的に養成され、研究指導は「複雑で多面的な課題に対応し得る能力」や「実社会に貢献できる能力」を実践場面で育成する。また、研究指導過程においても、データ分析に関する倫理・知的財産・個人情報保護・研究不正防止等を必修に指導し、専門職業人としての倫理観を涵養する。

### 【学際的・国際的研究支援】

研究指導においては、海外論文・データベース・国際共同研究を活用するよう推奨する。英語による文献レビュー・英語発表・共同研究セミナー等を指導計画に組み込み、留学生含む多文化環境での学修を促進する。さらに、研究テーマによっては、企業・自治体・国際機関と連携したフィールドワーク・インターンシップを取り入れ、実務経験を研究に反映させることで「実社会に貢献できる能力」を確実に養う。

以上の教育方法及び履修・研究指導方法を通じて、本専攻は「経済現象を数理モデルで理解し、現実の経済問題に応用できる実務家」、「計算機科学を駆使して複雑な経済現象を解明する実務

家」,「データサイエンス技術を活用して実証分析を行う専門家」,「数理的モデリングとビッグデータ解析を通じて政策評価や市場分析を科学的に推進するリーダー」,「公共政策や企業経営における課題を発見・解決するためのデータ活用力を持つ実務家」という5つの人材像を具現化し,修了時には「論理的・体系的分析力」,「実践的応用力」,「表現・創造力」を備えた人材を輩出する体制を完備している。

### (3) 学位論文審査体制

本専攻における学位論文審査は,研究の学術的水準と実社会における有用性の双方を厳格かつ公平に評価することを目的として実施する。本専攻では,経済学,計算機科学,データサイエンスを融合した学際的研究を扱うため,多面的な評価が可能となる審査体制を整備する。

#### 【審査体制の基本構造】

修士論文研究の審査は,指導教員を含む2名以上の教員で構成する審査委員により行う。審査委員は,指導教員,サブゼミ(特殊研究)指導教員に加え,研究テーマに関連する専門分野の教員から選任し,異なる視点からの評価を確保する。必要に応じて,他研究科や他大学の教員,産業界や公共部門の実務経験者を外部委員として招へいすることも可能とする。

#### 【審査の過程と手順】

学位論文の審査は,以下の手順に従って行う。

1. 中間発表: 2年次前期末に中間発表を実施し,研究の進捗状況,分析方法,結果の妥当性等について指導教員・サブゼミ(特殊研究)指導教員からフィードバックを得る。
2. 論文提出: 所定の期限までに完成版を提出させ,学術的独創性,論理構成,分析の適切性,結論の有用性,引用・参考文献の適正性等を事前に確認する。
3. 口頭試問: 公開發表形式での口頭試問を実施し,研究内容の説明力,質疑応答能力,批判的視点への対応力を評価する。
4. 最終判定: 審査委員は,論文内容及び口頭試問の結果を総合的に評価し,合否を判定する。合格と認められるためには,本専攻が定める評価基準(独創性,論理性,分析的確性,成果の有用性,学術倫理の遵守)をすべて満たすことが必要である。

#### 【評価基準の明確化】

評価基準は以下の通り明示し,学生に事前に周知する。

- 独創性: 既存研究に対する新たな知見や方法論の提示
- 論理性: 研究目的,方法,結果,結論が首尾一貫していること
- 分析の的確性: 適切な理論枠組みとデータ,手法の選択
- 成果の有用性: 学術的価値,政策的・産業的応用可能性
- 倫理遵守: データ利用や研究活動における倫理的配慮

#### 【公正性及び透明性の確保】

審査においては、指導教員以外の委員を必ず含めることで、客観性と公平性を担保する。また、評価プロセスや基準を文書化し、学生及び教員双方に共有することで透明性を確保する。審査結果は、合否の理由を含めて学生にフィードバックし、今後の研究活動や職業生活に活かせる形で提供する。

#### 【外部評価の活用】

必要に応じて、産業界や公共部門の専門家を外部審査員として招へいし、実務的観点からの評価を取り入れる。特に政策提言型研究やビジネス応用型研究については、社会実装の可能性を評価項目に含める。

以上の審査体制により、本専攻は、経済学と数理データサイエンスを融合した高度専門的研究の成果を厳正に評価し、学術的にも社会的にも高い価値を有する修士論文研究を修了要件とすることで、質の高い人材の輩出を保証する。

《資料 1：修士課程修了までのスケジュール》

#### (4) 研究に関する倫理審査体制

本専攻では、研究活動における倫理性の確保を最重要事項と位置付け、学術研究の信頼性を担保しつつ、社会的責任を果たすための厳格な倫理審査体制を整備する。本専攻における研究は、経済学、計算機科学、データサイエンスを融合した学際的領域を対象とし、その多くが個人情報や企業情報等のセンシティブなデータを取り扱う可能性が高い。したがって、研究倫理の確保は必須条件である。

#### 【倫理審査委員会による審査体制】

本専攻で実施されるすべての研究は、経済学研究科が設置する神戸大学大学院経済学研究科研究者倫理委員会（以下「研究者倫理委員会」という。）の審査対象とする。特に、(a)個人情報や匿名化データを含む調査、(b)企業や自治体との共同研究、(c)社会調査や実験を伴う研究、(d)AI や機械学習によるデータ解析で倫理的配慮が必要なもの、については、研究計画書を提出し、事前に審査を受ける。研究者倫理委員会は、研究目的の妥当性、方法の適切性、倫理的配慮の有無、リスク管理体制、データ管理方法等を審査し、承認又は修正指示を行う。

#### 【倫理教育の徹底】

本専攻の全学生は、入学初年度に「研究倫理教育プログラム」を必ず受講し、学術研究における基本的倫理原則（誠実性、公正性、透明性、説明責任）を学ぶ。特に、個人情報保護法、著作権法、不正アクセス禁止法など、研究に関連する法令の理解を深める。また、データの収集・保管・廃棄に関する安全管理措置や、AI による自動処理の倫理的限界についても教育する。

#### 【研究計画段階での指導教員による確認】

学生が修士論文研究を進める際には、指導教員が研究計画段階で倫理的配慮事項を確認する。必要に応じてサブゼミ（特殊研究）指導教員や関連分野の教員とも協議し、リスク低減策を講じる。承認を得ないままデータ収集や分析を開始することを禁止し、違反があった場合には研究活動の一時停止や指導の再実施を行う。

#### 【継続的モニタリングと事後報告】

研究が長期にわたる場合や、計画変更が生じた場合には、再度倫理審査を行い、変更点について承認を得る。また、研究終了後には成果報告書を提出させ、使用したデータの廃棄及び返却等の措置が適切に行われたことを確認する。

#### 【不正行為防止と通報体制】

捏造、改ざん、盗用等の研究不正行為を防止するため、倫理教育とガイドラインの周知徹底を図る。加えて、匿名での通報や相談が可能な窓口を設置し、疑義が生じた場合には迅速に調査・対応する。

以上の体制により、本専攻は、研究活動における倫理性を確保し、学術的信頼と社会的信頼の双方を担保するとともに、持続的かつ健全な研究活動を推進する。

### （５）修了要件

本専攻の修了要件は、本専攻の教育理念及びディプロマ・ポリシーに基づき、所定の教育課程を履修し、学術的水準及び実務的能力の双方を満たした学生に学位（修士（経済学・データ科学））を授与することを基本方針とする。修了判定は、履修単位数、学修成果、学位論文の審査結果を総合的に評価して行う。

#### 【在学期間】

修士課程に2年以上在学し、本専攻が定める教育課程を履修しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げたものと認められた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

#### 【修得単位数】

必修科目、選択必修科目、選択科目を含め、本専攻が定める単位数（30単位以上）を修得する必要がある。内訳として、必修科目以外は、経済学、統計学/計量経済学、データ科学、応用経済学、融合領域の各科目群からバランスよく履修することを求める。

#### 【学位論文の提出】

学生は、指導教員及びサブゼミ（特殊研究）指導教員の指導を受けながら修士論文を完成させる。論文は、経済学の理論的基盤に基づき、数理的解析とデータ解析を統合した研究であり、獨創性、論理性、分析的確性、成果の有用性、倫理性のすべてを満たす必要がある。

### 【論文審査と口頭試問の合格】

学位論文は、2名以上の審査委員による厳正な審査と口頭試問を経て合格と認められなければならない。口頭試問では、研究の背景、目的、方法、結果、意義について論理的に説明し、質疑に的確に応答できる能力を評価する。

以上の修了要件を満たすことにより、本専攻は、経済学の理論的基盤を踏まえ、数理的思考力とデータ駆動型分析能力を兼ね備えた高度専門職業人を修了生として社会に送り出す。

### (6) 留学生への配慮

本学は、各学部・研究科に留学生担当教員を置き、高等教育推進機構グローバルエンゲージメントセンター及び学務部国際課との連携の下、必要な支援を実施する体制を整備している。

毎年3月下旬に新入留学生を対象に実施している全学留学生オリエンテーションにおいては、修学上及び生活上の注意事項やアドバイス、渡日時の重要な手続、奨学金、保険、医療等について説明し、留学生が日本での学生生活を円滑に開始することができるような支援を行っている。

留学生相談指導については、同センターの専任教員が留学生アドバイザーとして、学修・研究に関する問題、異文化間コミュニケーションや研究室での人間関係、ハラスメントに関する事、身体や心の健康に関する問題、経済的な問題や家族の問題等の相談に応じている。さらに、同センターでは全留学生を対象に多くの日本語科目を提供しており、レベルや目的に応じた日本語学習が可能となっている。

経済面での支援としては、留学生が充実した学生生活を送れるよう、「神戸大学基金外国人留学生教育支援事業募金」を設置し、奨学金の支給等を行っている。

### (7) 履修モデル

本専攻のカリキュラムマップを示すとともに、履修モデルを示す。

《資料2：経済数理データ科学専攻のカリキュラムマップ》

《資料3：履修モデル①（マーケティング／経営支援系）》

《資料4：履修モデル②（金融／フィンテック系）》

《資料5：履修モデル③（政策評価／EBPM系）》

## 6 基礎となる学部との関係

経済学研究科の基礎となる学部は経済学部である。

本専攻は、経済学部を基礎として設置される経済学研究科の一専攻であり、その教育・研究資源を最大限に活用しつつ、学部教育との有機的連携を図る。本専攻の設置により、学部段階で培われた経済学の基礎的素養と、数理的思考力・データ分析能力を、大学院段階で更に発展・高度化させる教育体系を構築する。

経済学部は、経済理論、計量経済学、経済史、国際経済学、公共経済学など、多岐にわたる専門科目を有し、学生に広範な社会科学的知見を提供している。また、数理・統計分野においても、経済数学、統計学、情報処理等の科目が整備され、学部生は段階的に分析的思考やデータ取扱いの基礎を修得できる。これらの教育資源は、本専攻の学生募集や教育実施において重要な基盤となる。

本専攻では、こうした学部教育を通じて修得した経済学の基礎知識を前提として、大学院レベルの高度な経済学、計算機科学、データサイエンスの教育を行う。具体的には、学部で学んだ計量経済学や統計学を発展させ、因果推論、機械学習、ビッグデータ解析等の先端的手法を修得させるとともに、政策評価や経営戦略立案といった実務的応用に直結する能力を養成する。また、学部段階からPBLやゼミ活動に取り組んだ学生は、その経験を活かし、大学院ではより高度な産学官連携型プロジェクトや国際共同研究に参画できる。

さらに、本専攻は、学部との間で教育・研究の往来を促進する。学部教員が大学院の授業・研究指導を担当するほか、大学院生が学部ゼミや演習にTA（ティーチング・アシスタント）として参加し、教育補助や学部生への指導を通じて教育的スキルを磨く機会を設ける。これにより、学部教育の質向上と大学院生の成長を同時に実現する。

また、学部生に対しては、本専攻への進学説明会や特別講義を実施し、早期から高度な学修への関心を高めるとともに、学部と大学院の一貫的な教育体系の認知度を高める。これにより、学部から大学院への円滑な進学パスを確立し、優秀な学生の継続的確保を図る。

このように、本専攻は、基礎となる経済学部の教育・研究資源を土台に発展的なカリキュラムを提供し、学部・大学院間の緊密な連携を通じて、経済学と数理データサイエンスを融合した高度人材の育成を推進するものである。

《資料6：経済数理データ科学専攻（修士課程）と経済学部（学士課程）との関連》

## 7 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 27 条第 2 項において、「授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」と定めており、同条第 3 項において、外国においても前項の規定が適用されると定めている。

本学では、各キャンパスの教室や附属図書館に無線 LAN を整備とともに、教員及び学生の両者に、学修支援システム(BEEF+: ビーフプラス)及びMicrosoft365 の個人アカウントを配付しているため、教員も学生も学内外を問わず、オンライン授業やオンデマンド授業の実施・参加が可能である。また、双方向性の議論が可能なハイブリッド対応教室等を利用し、講義だけでなく、外部の関係機関をオンラインでつなぎ、演習・実習のほか、インターンシップの一部や海外の大学とオンラインでのジョイントセミナーを行う際にも利用している。

## 8 入学者選抜の概要

### (1) 経済数理データ科学専攻が求める学生

本専攻が基本理念として掲げる人材の養成を実現するため、前述の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき選抜する。

### (2) 募集人員

経済数理データ科学専攻 15名

### (3) 選抜方法

#### 1. 入試種別

推薦入試と一般入試によって入学者の選抜を行う。

推薦入試は神戸大学の学部卒業予定者を対象とし、経済学専攻との併願を認めず、募集人員は若干名とする。各年度の推薦入試の実施時期はおおむね7月と12月であり、入学時期は次年度の4月である。

一般入試は学士号取得者及び学士号取得予定者を対象とし、経済学専攻との併願を認め、募集人員は推薦入試と合わせて15名とする。

各年度の一般入試の実施時期はおおむね8月と2月であり、入学時期は次年度の4月である。

#### 2. 選抜方法

推薦入試は、第1段階を書類審査、第2段階を口述試験とする。書類審査では、研究計画書、推薦書、学業成績を総合的に評価し、口述試験の受験可否を判定する。口述試験では、主に研究計画書等の内容に基づいて研究テーマに関する質疑応答を行い、出願者の適性を判定する。

一般入試では、外国語試験、専門科目筆記試験、口述試験の3方面から出願者の適性を総合的に判定する。外国語試験については、日本語を母語とする者は英語スコアシート、日本語以外の言語を母語とする者は日本語スコアシートを提出する。専門科目筆記試験については、「経済理論」「統計学」のうちいずれか1科目を出願時に選択する。口述試験では、志望する研究テーマに関して、研究計画書等の内容を中心に質疑応答を行う。

## 9 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

### (1) 教員配置の考え方

本学の教員は、教育、研究その他業務の分野に応じた教員の組織である「学域」に所属する。本専攻に配置する教員は、「経済学域」に所属する教員であり、経済学部経済学科の基幹教員であるとともに、本専攻の専任教員として、教育課程の編成その他学部の運営に責任を担い、教育課程における授業及び研究指導を担当する。

各専任教員は、各教員の教育研究分野等に基づき、経済学、統計学/計量経済学、データ科学、応用経済学等に関連する科目及び演習（研究指導）を中心に担当する。

また、1年次に開講予定の「課題解決型（PBL）演習」では、企業や行政などとの連携の下、実社会の課題の解決をテーマに設定し、データサイエンティストを講師として担当させる。

これにより、産業界のニーズに即応し、かつ、将来の技術革新や社会変動にも対応可能な柔軟性と創造性を備えた人材を継続的に輩出できる教育研究実施体制を構築する。

なお、専任教員の教育研究分野は、以下に示すとおりであり、専任教員全てが博士（経済学）、博士（情報学）など、博士の学位を取得している。

＜専任教員の教育研究分野＞

理論分析，計量・統計分析，産業・社会政策，金融・公共政策
------------------------------

《資料7：経済学研究科・経済学部の教育研究実施体制》

### (2) 教員の年齢構成

本専攻の専任教員10人の内訳は、教授6人、准教授2人、講師2人である。この年齢構成は、完成年度（令和10年度）の3月31日時点で、40歳～49歳が5人、50歳～59歳が5人となっており、職位、年齢構成のバランスの観点から、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障のない構成となっている。

本学の教員の定年については、「国立大学法人神戸大学職員就業規則」第66条において、満65歳と規定している。

なお、今後、退職者等が出た場合は、後任となる専任教員を速やかに補充するが、その際には、若手教員等の積極的な採用により、適切な年齢構成による教育研究体制を維持する。

《資料8：国立大学法人神戸大学職員就業規則》

### (3) 教員及び事務職員相互の組織的な連携体制

本学には、庶務、会計、施設、学生の支援等に関する事務を処理するため、事務局を置き、事務局に総務部、企画部、学術研究・社会共創推進部、財務部、学務部及び施設部並びに情報推進課を置いている。

また、各学部等にもそれぞれ事務部を置いている。

経済学研究科の事務については、経済学研究科事務部（総務係、会計係、学部・大学院教務係）において経済学研究科の運営及び人事、庶務、福利厚生、財務、施設並びに学生の教務や厚生補導などの学生支援等を行う組織を編制しており、教員及び事務職員の相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。また、経済学研究科国際交流室には、海外経験

豊富な教員（国際交流コーディネータ）を配置し、海外留学に興味がある学部生・大学院生及び外国人留学生のサポートを行っている。

前述の学務部に置かれる学生生活課が運営する学生センターでは、経済上、健康上など安定した中での学問研究や課外活動などの学生生活が送れるよう、全学の学生に共通する生活条件の改善や環境整備、課外活動、学生寮の運営、更には奨学金、授業料の免除等の修学援助業務を一元的に取り扱うとともに、学生生活における様々な学生相談に応じるなど、学生生活全般にわたる指導助言及び支援を行うほか、内容によっては更に適切な相談窓口を紹介している。

本学のキャリア・就職支援業務を行うキャリアセンターでは、CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）資格を有する専門的知識が豊富な「キャリアアドバイザー」を配置し、進路や就職に関する個別相談を行っており、学生や職員の心身に関する専門的業務を行う「保健管理センター」（インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター）では、諸種の健康診断や再検査・精密検査、日常の救急処置、健康相談（「からだの健康相談」、「こころの健康相談」）、保健指導及び健康教育などを行っている。

## 10 研究の実施についての考え方、体制、取組

### (1) 研究の実施についての考え方、実施体制

本学は、令和3年4月に神戸大学ビジョン『「知と人を創る異分野共創研究教育グローバル拠点」を目指して』を策定し、研究においては、独自性を重視し、知的活動や創造力によって真理を探究する基礎科学研究、あるいは、地域社会と共創した応用科学研究を遂行する。国際性と先進性のある神戸という地域に根差し、世界を見据えた本学に対する社会の期待に応えるべく、産業界、自治体等と共創し世界を牽引する開かれた卓越研究拠点を構築して、先端研究で優れた知とイノベーションを創出し、それらを社会に還元することによりSDGsが掲げる地球的諸課題の解決を目指す。さらに、多元化・複雑化・流動化するポストコロナ時代の社会構造や学術動向にも対応し得る適応力としなやかで強靱な継続的成長を促す持続力の強化により、研究力を高めレジリエンスのあるイノベーションエコシステムを構築することを目標として掲げている。

これらの目標を達成するため、本学戦略企画室（研究戦略企画部門）による研究の基本的戦略の立案の下、全学的な研究力強化、社会共創及びイノベーション創出の推進をミッションとする学術・社会共創機構が中心となり、研究及び研究者支援を実施している。

学術・社会共創機構の業務は以下のとおりである。

- (1) 本学の研究戦略の策定の支援に関すること。
- (2) 全学の研究力強化、社会共創及びイノベーション創出の推進のための具体的な施策の企画立案及び実施に関すること。
- (3) 科学研究費助成事業など各府省が配分する競争的研究費や公募型大型研究プログラム等の獲得に関すること。
- (4) 若手研究者の育成・支援、研究拠点の形成、国際共同研究の活性化、研究水準の向上等に関すること。
- (5) 本学のフラッグシップ研究になり得る先端的又は萌芽的な異分野研究のプロジェクト、社会課題解決に向けた全学プロジェクトの選定及び育成に関すること。
- (6) 研究関連情報の収集・分析・活用、研究広報に関すること。
- (7) 研究公正、研究コンプライアンス及び研究リスクマネジメントに関すること。
- (8) 戦略的な産官学連携、本学の研究シーズと企業ニーズのマッチング、共同研究の拡大及び推進、企業等との大型包括連携、産学官連携による外部資金プロジェクトの獲得、学外機関との連携及びSDGs活動の推進に関すること。
- (9) 全学的な知的財産戦略に基づく知的財産の発掘・管理・活用・技術移転に関すること。
- (10) 学外機関と連携した起業及び成長支援、本学研究者の起業マインドの醸成に関すること。
- (11) イノベーションデザインのマネジメント体制の整備と社会実装に向けた事業構築に関すること。
- (12) 全学的な共通設備・機器、先端設備・機器の共用促進に向けた体制・システム構築と運用支援、インキュベーション施設の管理運用に関すること。
- (13) その他全学的な研究力強化、社会共創及びイノベーション創出の推進に必要なこと。

## (2) 研究活動をサポートする技術職員やURAの配置状況

本学では、研究活動をサポートする技術職員を211人、URAを9人配置している。

URAの最も基本的な役割は、部局の協力を得ながら、以下の3点を推進することである。

- ・ 研究大学強化促進事業の中間評価に向けた指標改善
- ・ 中長期的に効力を発揮する研究力強化の仕組み作り
- ・ 神戸大学全体の研究戦略の策定支援・実行

## 1.1 施設、設備等の整備計画

### (1) 校地、運動場の整備計画

経済学研究科の教育・研究を支える校地は、神戸大学六甲台地区の六甲台第1キャンパスである。六甲台第1キャンパスには、経済学研究科を含む4つの研究科及び経済経営研究所が設置されている本学における中心的なキャンパスであり、社会科学系附属図書館、出光佐三記念六甲台講堂、社会科学系フロンティア館・アカデミア館、食堂等の福利厚生施設が充実している。

六甲台地区では、3つのグラウンド(25,433 m<sup>2</sup>, 17,636 m<sup>2</sup>, 27,535 m<sup>2</sup>)、2つの体育館(2,477 m<sup>2</sup>, 1,160 m<sup>2</sup>)、武道場、テニスコート、馬場、ハンドボールコート等が整備されており、学生会館やラーニングcommonsなど学生が休息、交流するスペースも設けられている。

### (2) 校舎等施設の整備計画

経済学研究科の施設・設備としては、六甲台第1キャンパス第一学舎(経済学研究科・経営学研究科)、第二学舎(法学研究科)、第三学舎、第四学舎(企業資料総合センター)、第五学舎(国際協力研究科)、社会科学系フロンティア館及びアカデミア館の教員研究室、講義室、演習室、共用ゼミ室、情報処理演習室、プレゼンテーションホール等を専用あるいは共用使用する。

課題解決型(PBL)演習については、プレゼンテーションルームなど、グループワークに適した部屋を共創の場として確保し対応する。

また、第三学舎及びフロンティア館には大学院学生が個々に占有利用できる院生研究室(机、椅子など)を用意するなど、プライバシーに配慮した学修環境を整備している。

### (3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学には、総合・国際文化学図書館、社会科学系図書館、自然科学系図書館、人文科学図書館、人間科学図書館、経済経営研究所図書館、医学分館、保健科学図書室及び海事科学分館を有しており、概ね平日9時から17時まで利用可能となっている。蔵書している図書は全館合計3,753,235冊で、経済学研究科がある六甲台第1キャンパスの社会科学系図書館及び経済経営研究所図書館(蔵書数1,694,473冊)は、旧神戸高等商業学校時代から引き継がれた蔵書をはじめ、社会科学関係資料においては質量ともに高い評価を受けており、ゼミ・プレゼンテーションの準備や協同討議・グループワークが可能なスペースとして、SynergyMarketing 101 Studio(ラーニングcommons)を設置している。

また、電子ジャーナル、電子ブックを常時提供しているほか、オンラインデータベースを整備し、本学の構成員であれば学内ネットワークに接続されたパソコンなどから利用することができる。さらに、自宅などの学外からも利用できるサービスも提供している。

## 1 2 管理運営

経済学研究科の管理運営については、原則として毎月1回開催される神戸大学大学院経済学研究科教授会（以下「教授会」という。）において審議を行う。教授会の組織は、経済学研究科に配置された専任の教授，准教授，講師を構成員とし，審議事項は以下のとおりである。

学生の入学及び課程の修了に関する事項

学位の授与に関する事項

学生の懲戒に関する事項

研究科長の候補者の選考

教育課程の編成に関する事項

規則等の制定又は改廃に関する事項

学生の退学，休学，除籍その他学生の身分に関する事項

授業及び試験に関する事項

学生の厚生補導に関する事項

年次計画に関する事項

予算に関する事項 等

なお、本学では、医工融合分野をはじめとする重点分野に人的資源を戦略的に配分し、新たな学術領域を持続的に創出するための仕組みとして、教員組織と教育研究組織を分離している。教員は学部・研究科や学科・専攻とは異なる「学域」に所属し、学域から学部/学科，研究科/専攻に主に配置もしくは配置される。そのため、教員の人事に係る事項は教授会とは別に設けられた「学域会議」において審議される。

経済学研究科には、経済学域に所属する教員が主として参画しており、各学域に所属している教員，若しくは、新たに所属する予定である教員に係る審議は、経済学域会議において行う。

### 1.3 自己点検・評価

本学の教育研究水準の向上を図り、大学としての社会的使命を果たすため、「神戸大学における内部質保証の基本的な考え方」、「神戸大学内部質保証指針」を制定し、指針に基づいて全学及び各部局等の教育・研究、社会貢献、組織・運営、施設・整備等の活動状況について点検・評価を実施している。

点検・評価は、透明性と公正性を確保しつつ実施するものとする。すなわち、各部局等の長は、点検・評価を行うに当たり、その方針、方法、分野等について、各教職員に対して十分な情報を開示しなければならない。

組織点検・評価に当たっては、自己点検・評価とともに、産業界や他大学の有識者等からの意見聴取を通じて、外部評価（ピア・レビュー等）を必ず実施するものとしており、教育内容及び社会的要請との適合性について定期的に検証を行う。

本学における点検・評価は、以下の単位で実施している。

- (1) 国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程（以下「教員活動評価実施規程等」という。）に基づく教員個人の教育研究活動等の点検・評価（「教員活動評価」）
- (2) 教育課程ごとの「教育課程点検・評価」
- (3) 部局（教養教育を担当する大学教育推進機構以外の学内共同利用施設等の組織に係る自己点検・評価の対象となる組織を除く。）ごとの「組織点検・評価」
- (4) 教育分野の対象ごとの「対象別点検・評価」
- (5) 神戸大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）による前号までの各点検・評価に対する点検・評価（「メタ点検・評価」）
- (6) 評価委員会による大学の「総括的 point 検・評価」

また、教員以外の職員の点検・評価についても、個人及び組織の単位で、各部局等において実施している。

内部質保証における全学的な責任体制は、中核となる委員会を国立大学法人神戸大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）とし、総括責任者を学長、自己点検・評価の責任者を評価担当理事、改善・向上活動の責任者を内部質保証の各分野の対象の担当理事としている。評価委員会は、各部局、各分野の点検・評価のメタ点検・評価を行い、評議会に報告を行う。評議会は、評価委員会の報告を踏まえて、その点検・評価が妥当なものかどうかの確認等を行う。

また、自己点検・評価に係る根拠資料の収集・蓄積に当たっては、神戸大学情報データベース（Kobe University Information Database : KUID）を活用し、点検・評価の作業自体が過剰な負担とならないように、合理的かつ効率的な仕組みの下で実施している。

国立大学法人評価、認証評価、大学の総括的 point 検・評価、及び各部局等による点検・評価に関する情報は原則として大学 Web サイトにおいて内外に公表している。

《資料 9：神戸大学における内部質保証の基本的な考え方》

《資料 10：神戸大学内部質保証指針》

## 1 4 情報の公表

### (1) 大学としての情報提供

本学は、世界トップクラスの国際的な教育研究拠点を目指している。このことを踏まえ、また、国内外から優秀な学生を受け入れるとともに国民や社会の負託に応えるべく、原則として、全ての教育情報を公表することとしている。

具体的な公表項目の内容や Web サイト URL は以下のとおりである。

- ①大学の中長期計画と評価
- ②大学の教育研究上の目的に関すること
- ③教育研究上の基本組織に関すること
- ④教員に関すること
- ⑤学生に関すること
- ⑥教育課程、成績評価基準、卒業・修了認定基準に関すること
- ⑦学生の教育研究環境に関すること
- ⑧学生納付金に関すること
- ⑨学生支援に関すること
- ⑩国際交流・留学に関すること
- ⑪学生生活に関すること

①～⑪を掲載している URL :

[https://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/education\\_info/index.html](https://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/education_info/index.html)

#### ⑫その他

- ・神戸大学規則集

<https://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/>

- ・学部等の設置に係る情報

<https://www.kobe-u.ac.jp/info/public-info/establish/index.html>

- ・大学評価について

<https://www.kobe-u.ac.jp/info/project/evaluation/index.html>

### (2) 研究科としての情報提供

経済学研究科の教育研究活動は、本学及び経済学研究科の Web サイトに記載するとともに、自己点検や外部評価による評価結果についても公表する。

さらに、研究科単位の広報パンフレットを作成し、カリキュラム上の特色や研究活動などに関する情報を公開する。

## 15 教育内容等の改善のための組織的な研修等

神戸大学では、「教育憲章」及び「学位授与に関する方針」に掲げた教育目標を達成し、教育の質の更なる向上を図るため、「神戸大学の教育推進に関するFDガイドライン」を策定し、組織的なFD取組を実施・推進している。

FD取組を実施する全学的な組織としては、高等教育推進機構の下に「全学評価・FD委員会」を設置している。全学評価・FD委員会は各学部や研究科をはじめ、全学の関係者で構成され、大学教育に係る全学的な取組の評価に関する事、全学的なファカルティ・ディベロップメントの推進に関する事、その他評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する事等を審議するとともに、年度ごとにFDの重点課題を定めて全学的なFD推進を図っている。

### 【具体的なFD取組例】

- ・全学及び各部局で実施するFDやピアレビューをとりまとめた「FDカレンダー」を作成、全学へ情報提供
- ・ピアレビュー（授業参観）や各種アンケートの調査結果等から教育力及び教育成果を検討し、授業及び研究指導の内容・方法の改善のための研修や講演会等を実施・新規採用教員に対し、本学のビジョン/歴史、構成員としての倫理/使命、教育実践/学生支援のための基礎的知識/技術等を身につけるための研修を実施

また、事務職員等の能力を向上させること、業務遂行に必要な知識・技術・技能を修得・発展させることを目的として各種のSD取組を実施している。

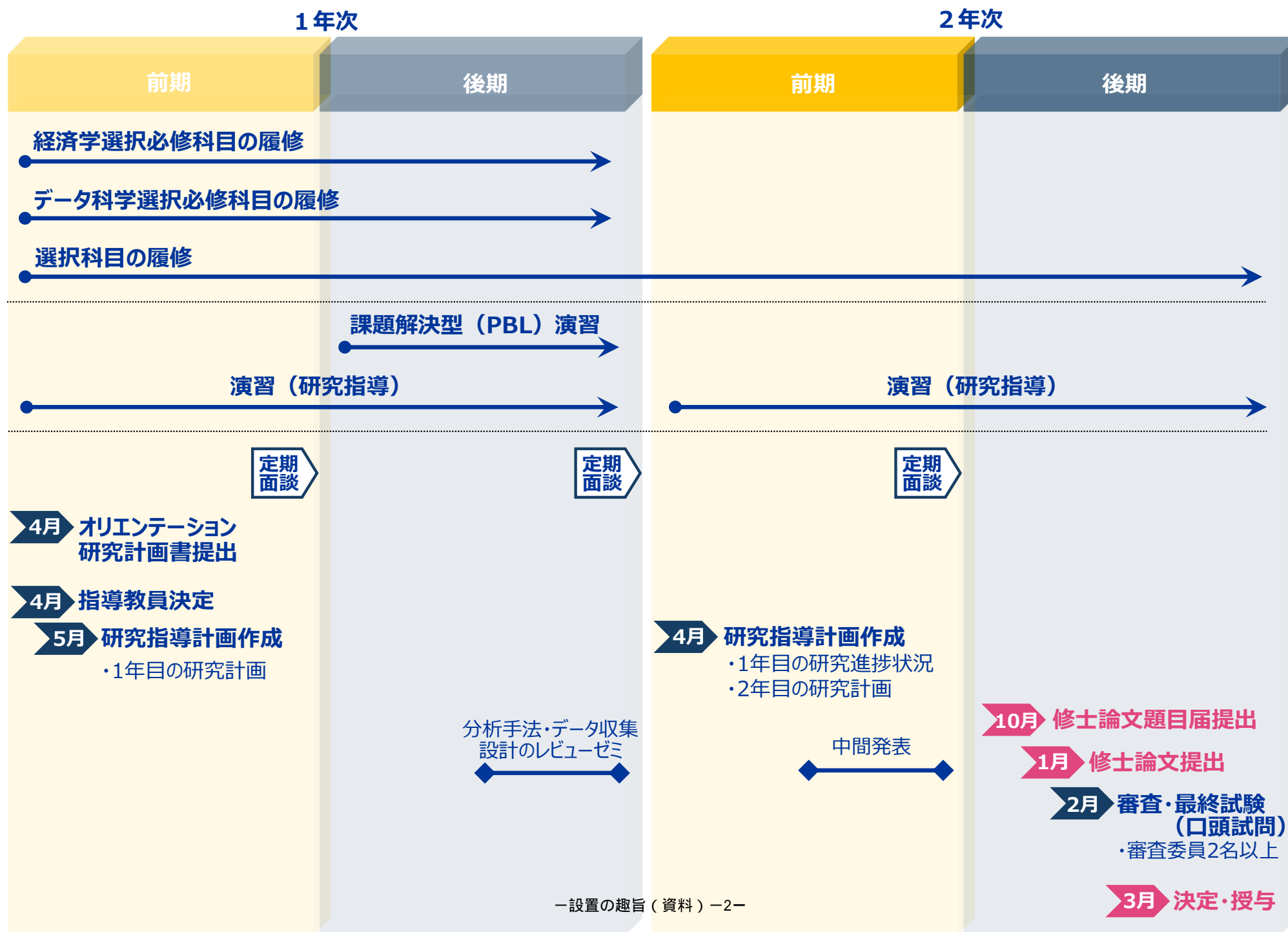
### 【具体的なSD取組例】

- ・幹部職員セミナーを実施（毎年度、テーマを設定）
- ・海外学修プログラムのためのFD・SDセミナーを実施

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 添付資料 目次

資料1	修士課程修了までのスケジュール	2
資料2	経済数理データ科学専攻 カリキュラムマップ	3
資料3	経済数理データ科学専攻 履修モデル①	4
資料4	経済数理データ科学専攻 履修モデル②	5
資料5	経済数理データ科学専攻 履修モデル③	6
資料6	経済学研究科と経済学部の関係	7
資料7	経済学研究科・経済学部の教育研究実施体制	8
資料8	国立大学法人神戸大学職員就業規則	9
資料9	神戸大学における内部質保証の基本的な考え方	21
資料10	神戸大学内部質保証指針	25



## <養成する人材像>

複雑化・高度化する現代社会の諸課題に対応するため、経済学とデータサイエンスの高度な専門性と、学際的な視野を兼ね備えた実践的人材

- 経済学を数理モデルで理解し、現実の経済問題に応用できる実務家
- 計算科学を駆使して複雑な経済現象を解明する実務家
- データサイエンス技術を活用して実証分析を行う専門家
- 数理的モデリングとビッグデータ解析を通じて政策評価や市場分析を科学的に推進するリーダー
- 公共政策や企業経営における課題を発見・解決するためのデータ活用力を持つ実務家

入学者受け入れ方針  
(アドミッション・ポリシー)

教育課程の編成・実施の方針  
(カリキュラム・ポリシー)

学位授与に関する方針  
(ディプロマ・ポリシー)

経済学、数理モデリング、計算技術、データ解析の知識を深め統合的に学びたい意欲を持つ者

経済学を基盤に、データサイエンスの手法を活用して課題解決を目指す創造的な思考力を備えた者

多様な分野の課題に関心を持ち、関係者と協働し、学際的アプローチを追求する意欲を持つ者

**実証的・分析的思考力**  
経済学・統計学・データサイエンス等に関する体系的な教育

**複雑で多面的な課題に対応し得る能力**  
数理モデリング、プログラミング、アルゴリズム設計などの技術

**実社会に貢献できる能力**  
学際的な知識、経済学とデータサイエンスの融合的知見

**高度な分析力と表現力、創造的思考力**

科目領域	1年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
経済学	ミクロ経済学 I A・I B	マクロ経済学 I A・I B	ミクロ経済学Ⅱ	マクロ経済学Ⅱ
計量経済学 統計学	計量経済学 A	計量経済学 B	マイクロデータ分析 マイクロ計量分析	行動ゲーム理論 応用時系列分析
データ科学	機械学習	データハンドリング	ベイズ統計理論	応用機械学習
	プログラミング		機械学習特論 (画像・音声・自然言語処理)	
応用経済学	金融論	財政学	産業組織論	労働経済学
	現代技術論	人口政策	空間経済学	国際マクロ経済学
	日本経済論	ファイナンス	環境経済学	応用国際経済学
融合領域	データ科学と経済分析	経済学とデータ科学のための数学	因果推論と政策評価	ネットワーク科学と経済分析
演習	演習	演習	演習	演習
	P B L 演習	P B L 演習	—設置の趣旨(資料)—3—	

経済学・データサイエンスの手法を用いて論理的かつ体系的に分析する能力

複雑な課題を解明し、実践的な応用に結び付ける能力

高次のレベルで分析、解明したことを総合的に表現できる能力

### 修士論文テーマ①-1

- 消費者の価格感度に基づくセグメント別割引戦略の実証分析
- 嗜好クラスタに基づくパーソナライズ広告の効果測定

#### 研究概要

人によって好みや購買行動は異なる。価格に敏感な者もいれば、ブランドを重視する者も存在する。このような違い（＝異質者）をデータに基づいて分析し、顧客をグループに分類することで、商品やサービスの提供効果を高める方法もある。ミクロ経済学や行動経済学の知識を基盤に、購買履歴やウェブ行動データ、会員属性などの顧客のビッグデータを活用し、クラスタリングや潜在クラス分析といった統計的モデリングを行う。

#### 就職先

広告代理店、IT・メディア関連企業、EC事業者、コンサルティング会社、消費財メーカー 等

### 修士論文テーマ③-2

- 継続率最大化を目的としたサブスクリプション価格戦略の動学的モデリング
- 無料トライアル導入が顧客ライフタイムバリューに与える影響の分析

#### 研究概要

月額又は年額でサービスを提供するビジネスモデルにおいて、「いくらであれば多くの利用者が長期間継続してくれるか」を検討し、解約率・加入率を踏まえて利益最大化を図る。ゲーム理論や産業組織論の知見を活用し、利用ログや契約履歴、ユーザーの利用頻度などの顧客のビッグデータを対象に、価格弾力性の推定や需要予測モデルなどの統計的モデリングを行う。

#### 就職先

ITサービス企業、デジタルコンテンツ企業、マーケティング支援会社、コンサルティング会社 等

### 修士論文テーマ③-3

- ID-POSデータに基づくプロモーション施策の効果検証
- アップリフトモデリングを用いたオンライン広告の配信最適化

#### 研究概要

商品の割引クーポンの配布や広告の配信といったマーケティング施策の効果は、顧客の属性によって異なると考えられている。経営資源を効率的に活用する観点からは、効果が高いと見込まれる顧客を対象を絞って施策を実施することが望ましい。情報経済学や契約理論の知見を用いてアップリフトモデリングをはじめとする因果推論や機械学習の手法活用し、マーケティング施策の効果を高精度に評価する。

#### 就職先

広告代理店、IT関連企業、EC事業者、コンサルティング会社、事業会社のマーケティング部門 等

1年次・前期

1年次・後期

2年次・前期

2年次・後期

経済学  
統計学・計量経済学

ミクロ経済学 I B

計量経済学 A

計量経済学 B

ミクロ経済学 II

行動ゲーム理論

データ科学

機械学習

プログラミング

応用機械学習

応用経済学  
融合領域

データ科学と経済分析

経済学とデータ科学のための数学

因果推論と政策評価

ネットワーク科学と経済分析

演習

演習

PBL演習

演習

PBL演習

演習

演習

修士論文テーマ②-1

- 地政学リスク指数を用いたダイナミック資産配分モデルの構築と評価
- 地政学的ショック発生時の安全資産選好の時系列分析

研究概要

地政学リスクが金融市場に与える影響を評価し、ポートフォリオの分散化とリスク回避を図る。ファイナンスや国際金融論に基づき、地政学リスク指数、株価インデックス、商品価格データなどを用い、VAR（ベクトル自己回帰モデル）やGARCHモデルなどの時系列分析手法に加え、長期的依存関係のあるパターンを捉えるためにLSTM（長短期記憶）モデルなどの深層学習の手法を活用し、将来の市場変動に対応した資産配分戦略を設計する。

就職先

金融機関、資産運用会社、リスク管理部門、金融シンクタンク、中央銀行 等

修士論文テーマ②-2

- ランダムフォレストを用いた金融規制強化が中小企業向け貸出に与える影響の予測
- LASSO回帰による銀行の信用供与行動と貸倒リスク要因の抽出と分析

研究概要

銀行の財務健全性と貸出姿勢を、マクロ経済環境の変化とともに評価する。マクロ経済学や金融論の知識を活用し、バランスシートデータ、金融庁のディスクロージャー資料、日銀短観などの多次元ビッグデータを用いて、パネルデータ分析モデルなどの伝統的な統計的手法に加え、ランダムフォレストやLASSO回帰といった機械学習の手法を併用する。これにより、信用リスクの予測精度を高めつつ、貸出行動に影響を与える要因を精緻に特定する。

就職先

金融機関、中央官庁、中央銀行、金融系シンクタンク、コンサルティング会社 等

修士論文テーマ②-3

- AIスコアリングモデルと従来型審査モデルの信用供与効果比較
- フィンテック導入による中小企業向け融資構造の変化に関する実証分析

研究概要

フィンテック導入による個人・中小企業向け信用供与の変化を分析する。金融論や産業組織論を用い、フィンテック企業のトランザクションデータやAIスコアリング情報を活用し、ランダムフォレスト、ブースティング、傾向スコア法などを用いた因果推論を行う。

就職先

金融機関、フィンテック企業、IT・コンサルティング企業等

1年次・前期

1年次・後期

2年次・前期

2年次・後期

経済学  
統計学・計量経済学

計量経済学A

マクロ経済学 I B

計量経済学B

応用時系列分析

データ科学

機械学習

ベイズ統計理論

応用機械学習

プログラミング

応用経済学  
融合領域

ファイナンス

データ科学と経済分析

経済学とデータ科学のための数学

因果推論と政策評価

演習

演習

演習

演習

演習

PBL演習

PBL演習

### 修士論文テーマ③-1

- 最低賃金引き下げが若手層雇用に与える地域別影響のDID分析
- 産業別パネルデータを用いた最低賃金改定の雇用調整効果の検証

#### 研究概要

最低賃金の引き下げが雇用に与える影響を、実証データに基づいて検証する。労働経済学や産業組織論の知識を活用し、雇用統計、企業財務データ、産業別パネルデータなどのビッグデータを用い、差の差（DID）、インベスタスタディ分析などの統計的手法を適用して政策評価を行う。

#### 就職先

中央官庁、地方自治体、シンクタンク、労働関連機関等

### 修士論文テーマ③-2

- 奨学金制度が卒業後の所得・就業形態に与える長期的影響の因果推論分析
- 授業料免除政策導入が大学進学率に与える効果の回帰不連続デザイン分析

#### 研究概要

教育機関への公的支援（奨学金、授業料免除など）が、進学率や所得向上に与える効果を費用と比較して評価する。教育経済学や家庭経済学の理論に基づき、学生個票データ、卒業後追跡調査、税務データなどの行政ビッグデータを用い、傾向スコアマッチング（PSM）、回帰不連続デザイン（RDD）などの統計的手法による政策評価を行う。

#### 就職先

中央官庁、地方自治体、シンクタンク、教育関連機関等

### 修士論文テーマ③-3

- 地域振興施策としてのふるさと納税の受入額と地域経済指標の関係分析
- 移住支援金制度が若年層の定住意向に与える空間的影響の検証

#### 研究概要

地方創生や移住支援、観光振興などの地域政策の効果を定量的に分析する。財政学や空間経済学の知識を活用し、人口統計、地域経済指標、位置情報、SNSデータなどの地理空間ビッグデータを活用し、地理的加重回帰モデル（GWR）、空間自己相関分析、ネットワーク分析などの統計的手法を用いて政策評価を行う。

#### 就職先

中央官庁、地方自治体、シンクタンク、地域金融機関等

1年次・前期

1年次・後期

2年次・前期

2年次・後期

経済学  
統計学・計量経済学

計量経済学A

計量経済学B

データ科学

機械学習

プログラミング

ベイズ統計理論

応用機械学習

応用経済学  
融合領域

データ科学と経済分析

財政学

経済学とデータ科学のための数学

空間経済学

因果推論と政策評価

労働経済学

演習

演習

PBL演習

演習

PBL演習

演習

演習



## 異分野共創型の地域連携

- 神戸市と連携契約を締結し、共同研究を実施
  - 「大規模マンション建設に伴う地域経済社会への影響と社会課題」
  - 「増え続ける救急需要の対策としての救急搬送の効率化」
- 兵庫県養父市と連携契約を締結し、共同研究を実施
  - 「中山間地域における持続可能な農業」
- 兵庫県姫路市と連携した地域活性化実践研究
  - 「加点数健康診断（よいこ健診）事業」
- 全国健康保険協会兵庫支部との連携協定に基づく共同研究の推進
  - 「複合検診データを用いた職場環境改善のための実証研究」

## 異分野共創教育の場の整備

### 【経済学×データサイエンス一貫教育】

Kobe University  
Economics × Data Science

- シームレスな学部・大学院一貫教育を実現
- 経済学とデータサイエンスを融合した実践的教育
- 企業や行政との連携の下、実社会の課題の解決をテーマに設定した産学連携PBL

### 【国際共同学修コース】

<異分野共創型修士プログラム>

**KIMAP**  
Kobe University  
Interdisciplinary Master Program

- 経営学・法学研究科と共同でカリキュラムを編成
- すべて英語で授業で行い、日本人学生と外国人学生が共に学ぶ

## 幅広く多様な、教育・研究体制を整備

「伝統的な基幹分野」と「現代の課題を扱う応用分野」  
「グローバル経済・各国地域を分析する分野」

[数理データ科学]	理論分析	[経済学]
	歴史分析	
[数理データ科学]	計量・統計分析	[経済学]
[数理データ科学]	技術・環境分析	[経済学]
	産業・社会政策	
	金融・公共政策	
	国際経済政策	
	比較経済政策	
	グローバル経済分析	
	地域経済政策	

社会システム  
イノベーション  
センター

経済経営  
研究所

## 異分野共創型研究の加速

- 理工系分野との共創
  - データサイエンス
  - 計算機科学
  - ネットワーク科学
- 生命系分野との共創
  - 地域医療学
  - こころの生涯健康学
- 人文系分野との共創
  - ウェルビーイング研究
  - 学校教育研究
  - ジェンダー規範研究
- 社会科学系分野との共創
  - 法学、政治学、経営学、会計学

## 高度専門職業人の養成

### 【エコノミー・ガール大学院プログラム】

- 法学・経済学の複眼的な研究能力
- 法学・経済学両研究科教員によるインテンシブな指導体制

### 【5年一貫経済学国際教育プログラム】

**IFEK**  
International Five-year Education  
Program at Kobe

- 専門性と国際性を重視し、日本語・英語の両方を用いた教育を実施
- 専門性と英語力を身に付けた上で、海外の協定大学に留学
- 学部卒業後、大学院に進学することで、世界を舞台に働くために必要な力を付けることが可能

## 世界で活躍する研究者の養成

- 5年一貫（前期2年＋後期3年）カリキュラムの設定
- ミクロ経済学・マクロ経済学・計量経済学の授業を研究者志望者向けに開設
- 共同研究・教育のためのワークショップ「六甲フォーラム」の開催（毎月複数回）

## ○国立大学法人神戸大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正	平成16年11月18日	平成18年1月24日
	平成18年3月28日	平成19年3月20日
	平成20年3月18日	平成21年3月31日
	平成22年3月23日	平成25年3月27日
	平成25年11月26日	平成26年3月26日
	平成26年11月28日	平成27年3月23日
	平成28年3月22日	平成28年9月21日
	平成29年3月21日	平成29年9月26日
	平成29年9月29日	平成31年3月29日
	令和元年11月26日	令和2年3月24日
	令和3年3月30日	令和5年3月28日
	令和6年3月25日	

## 目次

第1章	総則(第1条－第3条)
第2章	採用(第4条－第9条)
第3章	服務(第10条－第21条)
第4章	労働時間, 休日, 休暇等(第22条－第29条の3)
第5章	給与(第30条)
第6章	昇任, 降任及び評価
第1節	昇任及び降任(第31条－第32条の2)
第2節	評価(第33条)
第7章	人事
第1節	異動(第34条－第36条)
第2節	出張(第37条)
第3節	研修(第38条)
第4節	休職及び復職(第39条－第42条)
第8章	安全, 衛生及び災害補償
第1節	安全及び衛生(第43条－第49条)
第2節	災害補償(第50条・第51条)
第9章	女性(第52条－第55条)
第10章	福利厚生(第56条)
第11章	賞罰(第57条－第64条)
第12章	退職, 解雇及び退職手当
第1節	退職及び解雇(第65条－第72条)
第2節	退職手当(第73条)
附則	

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は, 国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)の教育研究機関としての特性及び社会的役割をふまえて, 大学に勤務する職員の労働条件, 服務規律その他の就業に関して必要な事項を定める。

2 この規則に定めのない事項については, 労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令の定めるところによる。

## (適用範囲)

第2条 この規則は, 大学に勤務する職員に適用する。ただし, 準正規職員, 非常勤職員, 船員法(昭和22年法律第100号)に規定する船員, 第67条又は附則第6項の規定により再雇用する職員, クロスアポイントメント制の適用

を受ける職員並びに特命職員及び特定有期雇用医療職員を除く。

2 前項ただし書に該当する職員の就業等に関する事項については、別に定める。

(規則の遵守)

第3条 大学及び職員は、この規則を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。

## 第2章 採用

(採用)

第4条 職員の採用は、試験又は選考による。

2 職員の採用手続等について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員採用、降任、解雇等に関する規程(以下「採用等規程」という。)の定めるところによる。

(提出書類)

第5条 職員に採用された者は、採用等規程に定める書類を速やかに提出しなければならない。

2 提出した書類の記載事項に変更があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第6条 大学は、職員との労働契約の締結に際し、次に掲げる労働条件を明示する。

(1) 労働契約の契約期間に関する事項

(2) 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間に上限の定めがある場合には当該上限を含む。)

(3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。)

(4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日休暇並びに労働者を2組以上に分けて働かせる場合における就業時転換に関する事項

(5) 給与の決定、計算及び支払いの方法、給与の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項

(6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(7) 退職手当に関する事項

(8) 期末・勤勉手当に関する事項

(9) 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

(10) 安全・衛生に関する事項

(11) 研修に関する事項

(12) 災害補償に関する事項

(13) 賞罰に関する事項

(14) 休職に関する事項

2 前項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)については、これを記載した文書を交付するものとする。

3 第1項の労働契約の期間内に職員が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項の適用を受ける期間の定めのない労働契約の締結の申込み(以下「労働契約法第18条第1項の無期転換申込み」という。)をすることができることとなる有期労働契約の締結の場合においては、第1項に定めるもののほか、労働契約法第18条第1項の無期転換申込みに関する事項及び当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件のうち第1項各号に掲げる事項とする。この場合において、第1項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)については、これを記載した書面を交付するものとする。

(赴任)

第7条 職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事由があり、大学の承認を得たときは、この限りでない。

(試用期間)

第8条 職員として採用された者については、採用の日から6月間を試用期間とする。ただし、附属小学校、附属中等教育学校及び附属特別支援学校の教諭については、その期間を1年間とする。

2 大学が必要と認めた場合は、試用期間を6月以内の期間で延長することができる。

3 試用期間中に職員として必要な適格性を欠くと認められた者は、解雇する。

4 第68条から第70条までの規定は、前項の規定に基づいて解雇する場合に、これを適用する。

5 試用期間は、勤続年数に通算する。

(試用期間を設けない特例)

第9条 大学は、特に適格性の判断を必要としないと認められる職員については、試用期間を設けない。

2 前項の規定に基づき試用期間を設けない職員の範囲については、採用等規程の定めるところによる。

## 第3章 服務

(一般原則)

第10条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、大学の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第11条 職員は、勤務中、その職務に専念しなければならない。

(職場規律)

第12条 職員は、上司の業務上の命令、指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第13条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 職務の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) 許可なく、前号の秘密を利用して競業的行為を行わないこと。
- (4) その職務や地位を私的目的のために用いないこと。
- (5) 大学の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で、喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (7) 大学の設備、物品等を私的に利用しないこと。
- (8) 許可なく、学内で業務外の放送、宣伝、集会並びに文書図画の配布、回覧及び掲示をしないこと。
- (9) 許可なく、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品等の売買を行わないこと。
- (10) その他前各号に準じる行為をしないこと。

(公職の候補者への立候補)

第14条 職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職(以下この条及び次条において「公職」という。)に立候補するときは、あらかじめその旨を届け出なければならない。

2 前項に定めるもののほか、公職の候補者への立候補については別に定めるところによる。

(公民権行使の保障)

第14条の2 大学は、職員が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために、次の各号に掲げる事由により必要な期間を請求したときは、これを保障する。ただし、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがないときは、請求された時刻を変更することがある。

- (1) 職員が公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等を行使するとき。
- (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭するとき。
- (3) 公職への立候補に伴い公職選挙法に定める選挙運動の期間(立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まで)に選挙運動を行うとき。

2 前項第3号の規定により、勤務を行わない期間については、給与を支給しない。

3 前2項に定めるもののほか、公民権行使の保障については別に定めるところによる。

(入構禁止又は退去)

第15条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、学内への入構を禁止し、又は学外への退去を命じることがある。

- (1) 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのある場合
- (2) 火器、凶器等の危険物を所持している場合
- (3) 公衆衛生上有害と認められる場合
- (4) その他前各号に準じる就業に不都合と認められる場合

2 前項の規定により入構を禁止したとき、又は所定の終業時刻の前に退去を命じたときは、そのとき以降は欠勤とし、給与を減額する。

(自宅待機)

第16条 大学は、職員を就業させることが不相当と認める場合においては、自宅待機を命じることがある。この場合、給与の減額は行わない。

(職員の倫理)

第17条 職員の倫理について、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員倫理規程の定めるところによる。

(ハラスメントの禁止)

第18条 職員は、相手の意に反する言動等を行うことにより、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境を悪化させてはならない。

2 ハラスメント(性暴力を含む。以下同じ。)の防止及び禁止に関する事項は、国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の定めるところによる。

(兼業の制限)

第19条 職員は、大学の許可を受けなければ、兼業を行ってはならない。

2 職員の兼業について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員兼業規程の定めるところによる。

(損害賠償)

第20条 大学は、職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合においては、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

(知的財産の取扱い)

第21条 知的財産について必要な事項は、国立大学法人神戸大学知的財産取扱規程の定めるところによる。

#### 第4章 労働時間、休日、休暇等

(所定労働時間)

第22条 1日の所定労働時間は8時間とし、休憩時間は45分間とする。

(始業及び終業の時刻等)

第23条 始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前8時30分
- (2) 終業時刻 午後5時15分
- (3) 休憩時間 午後0時15分から午後1時まで

2 業務上の必要がある場合及び育児又は介護を行う職員から申請があった場合には、前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が8時間を超えない範囲内で始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更することがある。

3 休憩時間は、これを一斉に付与する。ただし、業務の性質上、一斉付与が適当でない部署においては、労使協定の定めにより交替で休憩時間を付与する。

(交替制)

第24条 大学は、業務上の必要がある場合には、交替制の勤務をとることがある。この場合の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は国立大学法人神戸大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程(以下「労働時間等規程」という。)の定めるところによる。

(休日)

第25条 休日は次のとおりとする。ただし、第28条第2項の規定による育児短時間勤務をする職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、休日を設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日(前3号に定める休日を除く。)
- (5) その他大学が指定する日

2 業務の都合により大学が必要と認めた場合は、あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。

3 労基法第35条の規定による休日(以下「法定休日」という。)は、第1項第1号の休日とする。ただし、前条並びに労働時間等規程第4条、第5条及び第6条の規定の適用を受ける職員の法定休日は、別に定める。

(休暇の種類)

第26条 休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(労働時間、休日、休暇等)

第27条 前5条に定めるもののほか、労働時間、休日、休暇等について必要な事項は労働時間等規程の定めるところによる。

(育児休業等)

第28条 満3歳に満たない子の養育を必要とする職員は、その申し出により、育児休業を取得することができる。

2 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする職員は、その申し出により、その職を占めたまま職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。

3 前項のほか、満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする職員は、その申し出により、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと(以下「育児時間」という。)ができる。

4 育児休業及び育児短時間勤務並びに育児時間の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の育児休業等に関する規程の定めるところによる。

(介護休業等)

第29条 家族に介護を必要とする者がいる職員は、その申し出により、介護休業、介護部分休業又は介護時間(以下「介護休業等」という。)を取得することができる。

2 介護休業等の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の介護休業等に関する規程の定めるところによる。

(自己啓発等休業)

第29条の2 職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発及び国際協力の機会を得ることを目的として、自発的に大学等における修学又は国際貢献活動のための休業(以下「自己啓発等休業」という。)を申請した場合において、業務の遂行に支障がないと認めるときは、自己啓発等休業を取得することができる。

2 自己啓発等休業の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の自己啓発等休業に関する規程の定めるところによる。

(配偶者同行休業)

第29条の3 職員が外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業(以下「配偶者同行休業」という。)を申請した場合において、業務の遂行に支障がないと認めるときは、配偶者同行休業を取得することができる。

2 配偶者同行休業の対象者、期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の配偶者同行休業に関する規程の定めるところによる。

## 第5章 給与

(給与)

第30条 職員の給与について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)、国立大学法人神戸大学年俸制適用職員給与規程、国立大学法人神戸大学年俸制適用教員(退職手当支給型)給与規程及び国立大学法人神戸大学政策研究職員年俸制給与規程の定めるところによる。

2 大学教員(教授、准教授、専任講師、助教、助手、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教をいう。以下同じ。)については、国立大学法人神戸大学年俸制適用教員(退職手当支給型)給与規程を適用する。ただし、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号)により派遣される者については適用しない。

## 第6章 昇任、降任及び評価

### 第1節 昇任及び降任

(昇任)

第31条 職員の昇任は、選考による。

2 昇任について必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

(降任)

第32条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任させることがある。

(1) 勤務成績が不良なとき

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 職員として必要な適格性を欠くとき

(4) 職員が降任を申し出たとき

2 大学教員を降任させる場合は、学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。

3 前項の通知を受けた教員は、降任がその意に反する場合は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に審査を求めることができる。

4 大学教員以外の職員は、降任の決定がその意に反する場合は、学長に不服申し立てを行うことができる。

5 降任についてその他の必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

(管理監督職等勤務上限年齢制による降任)

第32条の2 大学は、前条に定めるもののほか、職員給与規程に定める管理又は監督の地位にある職(以下「管理監督職」という。)及び管理監督職に準ずる職(以下これらの職を「管理監督職等」という。)を占める職員(大学教員を除く。以下この条において同じ。)で管理監督職等勤務上限年齢(以下「役職定年」という。)に達している職員について、当該役職定年に達した日以後における最初の4月1日に、管理監督職を占める職員にあっては管理監督職以外の職へ、管理監督職に準ずる職を占める職員にあっては管理監督職等以外の職への降任又は配置換(以下「降任等」という。)をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、降任等について必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

### 第2節 評価

(勤務評定)

第33条 大学は、職員の勤務成績について、評定を実施する。

2 大学教員の勤務評定について必要な事項は、国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程の定めるところによる。

3 事務系職員(事務職員及び技術職員(施設系技術職員に限る。))をいう。)の勤務評定について必要な事項は、国立大学法人神戸大学事務系職員人事評価実施規程の定めるところによる。

## 第7章 人事

### 第1節 異動

(配置換・出向)

第34条 大学は、業務上の都合により配置換又は出向(以下この条において「異動」という。)を命じることがある。

2 異動を命じられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

3 大学教員を異動させる場合は、学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。

4 前項の通知を受けた教員は、異動がその意に反する場合は、評議会に審査を求めることができる。

5 異動を命じられた職員は、保管中の備品、書類その他すべての物品を返還するとともに、後任者に対する業務の引継ぎを完了し、所属長にその旨を報告しなければならない。

6 異動を命じられた場合は、第7条の規定を準用する。

7 出向中は休職とする。

8 出向についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員出向規程の定めるところによる。

(転籍)

第35条 大学は、業務上の都合により、職員の同意を得た上で、転籍を命じることがある。

(兼務)

第36条 大学は、業務上の都合により、兼務を命じることがある。

2 兼務について必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

### 第2節 出張

(出張)

第37条 大学は、業務上必要があると認められる場合には、出張を命じる。

2 職員は、出張を終えたときは、速やかに上司に報告しなければならない。

### 第3節 研修

(研修)

第38条 大学は、業務に関する必要な知識及び技能の向上を図るため、職員に研修を命じることができる。

2 研修について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員研修規程の定めるところによる。

### 第4節 休職及び復職

(休職)

第39条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、休職にする。

(1) 私傷病により、病気休暇の期間が引き続き90日を超え、なお療養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障を来す場合

(3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(4) 第34条第7項の場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員には、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第40条 前条第1項第1号及び第3号の事由による休職の期間は、大学が必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、休職を開始した日から3年を超えない範囲でこれを延長することができる。

2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。ただし、その係属期間が2年を超えるときは、2年とする。

(復職)

第41条 大学は、休職の期間が満了した場合又は休職期間が満了するまでに休職事由が消滅した場合においては、復職を命じる。ただし、第39条第1項第1号の休職については、職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師及び大学が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命じる。

2 前項の復職においては、原則として原職に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(休職に関し必要な事項)

第42条 前3条に定めるもののほか、休職についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員休職規程の定めるところによる。

## 第8章 安全、衛生及び災害補償

### 第1節 安全及び衛生

(安全及び衛生の確保に関する措置)

第43条 大学は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令に基づき、職員の健康増進と危険防止のために必要な安全及び衛生の確保に関する措置を講じるものとする。

2 職員は、大学の講じる前項の措置に協力しなければならない。

(安全及び衛生教育)

第44条 職員は、大学が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第45条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知った場合においては、緊急の措置をとるとともに直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にとどめるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第46条 職員は、次の事項を守らなくてはならない。

(1) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。

(2) 許可なく、安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他危険防止のための設備を移動させたり、関連施設に立ち入らないこと。

(3) 安全及び衛生について、上司の命令、指示を守り、これを実行すること。

(健康診断)

第47条 大学は、毎年定期に、職員の健康診断を行わなければならない。

2 前項に定める場合のほか、必要に応じて、全部又は一部の職員に対し、臨時に健康診断を行うことがある。

3 職員は、前2項の健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

4 大学は、健康診断の結果に基づいて必要と認める場合においては、職員に就業の禁止、労働時間の制限等、当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

5 職員は、正当な理由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第48条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その就業を禁止する。

(1) 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれがあるものにかかった者

(3) 前各号に準じる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 大学は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

(安全及び衛生に関し必要な事項)

第49条 この節に定めるもののほか、職員の安全衛生管理についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学安全衛生管理規程の定めるところによる。

### 第2節 災害補償

(業務上の災害)

第50条 職員の業務上の災害については、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、大学が行う補償については別に定めるところによる。

(通勤途上の災害)

第51条 職員の通勤途上における災害については、労災保険法に定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、大学が行う給付については別に定めるところによる。

## 第9章 女性

(妊産婦である職員の就業制限等)

第52条 大学は、妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦である職員」という。)を、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせないものとする。

2 妊産婦である職員が請求した場合には、午後10時から午前5時までの間における勤務、又は所定労働時間外の勤務をさせないものとする。

(妊産婦である職員の健康診査)

第53条 大学は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認する。

(妊産婦である職員の業務軽減等)

第54条 大学は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

2 妊娠中の職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務をしないことを承認することができる。

3 妊娠中の職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の労働時間の初め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認しなければならない。

(生理日の就業が著しく困難な職員に対する措置)

第55条 大学は、生理日の就業が著しく困難な職員が請求した場合においては、その者を生理日に勤務させないものとする。

## 第10章 福利厚生

(宿舍の利用)

第56条 職員の宿舍の利用については、国立大学法人神戸大学宿舍管理規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第57条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認めるときは、表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員表彰規程の定めるところによる。

(懲戒)

第58条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒処分を行う。

(1) 業務上の命令、指示に従わない場合

(2) 正当な理由なく、しばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合

(3) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為及び飲酒運転等の道路交通法に違反する行為があつた場合

(4) 許可なく兼業を行った場合

(5) 大学の名誉又は信用を傷つけた場合

(6) 素行不良で学内の秩序又は風紀を乱した場合

(7) 経歴を詐称した場合

(8) 故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合

(9) ハラスメントと認められる行為があつた場合

(10) その他この規則に違反した場合、又は前各号に準じる不都合な行為があつた場合

2 大学教員の懲戒処分については、評議会の審査を経て行うものとする。ただし、学域長、基盤域長又は部局長(以下「部局長等」という。)を兼務する者が、部局長等の職務に関連して懲戒処分を受ける場合には、この限りでない。

3 大学教員以外の職員の懲戒処分については、国立大学法人神戸大学職員懲戒規程(以下「懲戒規程」という。)第8条に規定する神戸大学職員懲戒委員会の審査を経て行うものとする。

(懲戒処分の種類等)

第59条 職員の懲戒処分は、その程度に応じ、以下の区分に従つて行う。

(1) 譴責 始末書を提出させて、将来を戒める。

(2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。ただし、減給は、1回の額が平均給与の1日分の半額を超え、総額が1給与支払期における給与の総額の10分の1を超えないものとする。

(3) 停職 6月以内を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。

(4) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告する。勧告した日の翌日から1週間以内に退職願を提出しない場合は、懲戒解雇する。

(5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。この場合、第73条に規定する退職手当は支給しない。

2 懲戒処分を行う場合においては、処分を行うまでの間、職員の出勤を停止し、自宅待機を命じることがある。この場合、給与の減額は行わない。

3 第69条の規定は、第1項第4号及び第5号に基づき懲戒解雇を行う場合において、これを準用する。

(審査の事由の告知)

第60条 懲戒処分の審査を行う場合においては、事前に職員に審査の事由を記載した文書を交付する。

(弁明の請求)

第61条 職員は、前条に規定する文書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に弁明の請求を行うことができる。

(懲戒に関し必要な事項)

第62条 前4条に定めるもののほか、懲戒の手続等について必要な事項は、懲戒規程の定めるところによる。

(訓告等)

第63条 大学は、第59条に規定する懲戒処分を行わない場合においても、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要と認められる場合においては、職員に対し、訓告又は厳重注意を行うことがある。

(損害賠償と懲戒処分等)

第64条 職員は、第59条又は前条の規定に基づき懲戒処分等を受けた場合においても、第20条の規定に基づく損害賠償を免れないものとする。

## 第12章 退職、解雇及び退職手当

### 第1節 退職及び解雇

(退職)

第65条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職とする。

- (1) 定年に達したとき
  - (2) 退職を願い出て、大学から承認されたとき又は退職願を提出して14日を経過したとき
  - (3) 大学が退職を勧奨し、承諾したとき。
  - (4) 削除
  - (5) 職員が、国立大学法人神戸大学職員の早期退職募集に関する規程の定めるところにより、大学の認定を受け、退職すべき期日に至ったとき。
  - (6) 労働契約の契約期間が満了したとき
  - (7) 第39条第1項第1号の規定による休職が3年を経過し、なお、休職事由が消滅しないとき
  - (8) 第39条第1項第2号の規定による休職が2年を経過し、なお、休職事由が消滅しないとき
  - (9) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員、その他の公職に就任するとき
  - (10) 死亡したとき
- 2 前項第2号、第3号及び第5号の規定により退職する場合において、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年及び雇用の上限年齢)

第66条 職員の定年は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学教員 満65歳
  - (2) 前号以外の職員 満65歳
- 2 定年による退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- 3 期間の定めのある労働契約により採用された職員の雇用の上限年齢については、第1項の規定を準用し、雇用の上限年齢を超えて労働契約を締結又は更新することはできない。

(定年前再雇用)

第67条 大学は、満60歳に達した日以後における最初の3月31日以後に退職(第65条第1項第2号の規定による退職に限る。)した職員(大学教員及び期間の定めのある労働契約により採用された職員を除く。)を、人事評価その他の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職員の1週間当たりの所定労働時間が、常勤職員の1週間当たりの所定労働時間よりも短い職員をいう。)に再雇用することができる。

(解雇)

第68条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良なとき
  - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
  - (3) 職員として必要な適格性を欠くとき
  - (4) 組織の再編、統合又は縮小等の事由により、職員の雇用を継続することが困難となったとき
  - (5) その他前各号に準じる重大な事由があるとき
- 2 大学教員を解雇する場合は、学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。
- 3 前項の通知を受けた教員は、解雇がその意に反する場合は、評議会に審査を求めることができる。
- 4 大学教員以外の職員は、解雇の決定がその意に反する場合は、学長に不服申し立てを行うことができる。
- 5 解雇についてその他の必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

(解雇の制限)

第69条 大学は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間においては解雇を行わない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労基法第81条の規定によって打

切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の職員が、労働時間等規程第24条第8号及び第9号の規定により休業する期間及びその後30日間  
(解雇予告)

第70条 大学は、第68条の規定により職員を解雇する場合においては、少なくとも30日前に本人に予告しなければならない。30日前に予告しない場合においては30日分の、労基法第12条に規定する平均賃金(以下「平均賃金」という。)を支払わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 第1項の規定は、試用期間中の職員を14日以内に解雇する場合においては、適用しない。

(退職時及び退職後の責務)

第71条 退職した者又は解雇された者は、後任者に対し速やかに業務の引継を行い、その旨を所属長に報告しなければならない。

2 退職した者又は解雇された者は、保管中の備品、書類その他すべての物品を速やかに返還しなければならない。

3 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第72条 大学は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。

2 大学は、職員が第70条第1項の解雇の予告がされた日から退職の日までにおいて、当該解雇の理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。ただし、職員が解雇の予告がされた日以後に当該解雇以外の事由により退職した場合においては、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。

#### 第2節 退職手当

(退職手当)

第73条 職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員退職手当規程の定めるところによる。

#### 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第33条第2項及び第3項に規定する者以外の職員の勤務評定については、なお従前の例による。

3 削除

4 この規則施行の際現に休職中である者は、この規則の規定により休職しているものとみなす。ただし、国家公務員法第79条第2号の規定により休職中である者の休職期間については、第40条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 令和6年4月1日から令和13年3月31日までの期間における職員(大学教員を除く。)への第66条第1項の適用については、次の表の左欄に掲げる期間に応じ、同項中「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。

期間	年齢
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

6 大学は、この規則の一部を改正する規則(令和6年3月25日制定)による改正前の第66条の規定により定年退職する者及び令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間に改正後の第66条の規定により定年退職となる者であって、再雇用を希望し、解雇又は退職の事由に該当しない者については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、満65歳に達する日以後における最初の3月31日まで再雇用する。

附 則(平成16年11月18日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月24日)

この規則は、平成18年1月24日から施行する。

附 則(平成18年3月28日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第66条第1項第1号の規定にかかわらず、生年月日が次の表の左欄に掲げる期間に含まれる大学教員の定年は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

生年月日が含まれる期間	定年
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの期間	満64歳

3 生年月日が前項の表の左欄に掲げる期間より前である大学教員の定年は、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月27日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月26日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月28日)

この規則は平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月21日)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第29条第1項の規定は、平成29年1月1日から適用する。

附 則(平成29年9月26日)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月26日)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この規則施行の際現に在職する大学教員(学長が定める者を除く。)及び令和2年3月31日までに公募等により国立大学法人神戸大学職員給与規程の適用が承認された者については,改正後の第30条第2項の規定にかかわらず,なお従前の例による。

附 則(令和3年3月30日)

この規則は,令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日)

この規則は,令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日)

この規則は,令和6年4月1日から施行する。

## 神戸大学における内部質保証の基本的な考え方

(令和元年 5 月 23 日 国立大学法人神戸大学教育研究評議会決定)

(令和 3 年 3 月 18 日 国立大学法人神戸大学教育研究評議会改正)

(令和 8 年 4 月 16 日 国立大学法人神戸大学教育研究評議会改正)

## はじめに

神戸大学が世界の拠点大学としてさらなる発展を遂げるためには、本学の理念や使命に基づき、大学が継続的に、自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげることにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図る内部質保証に努めることが不可欠である。そのためには国際的にも通用する公正かつ合理的な内部質保証体制を構築する必要がある。そこで、神戸大学における内部質保証の基本的な考え方をここに表明し、大学内外の関係者に対して内部質保証への理解と協力、及び、大学内の関係者に対して内部質保証の機能の実現を求めるものである。この基本的な考え方において内部質保証とは、自らが行う諸活動の状況について、継続的に点検・評価し、質の保証を行い、絶えず改善・向上に努めることをいう。

## 内部質保証の理念

(理念・使命に基づいた内部質保証)

神戸大学は、人文・人間科学、社会科学、自然科学並びに生命・医学に及ぶ広範な教育研究活動等を通じて、知の創造、継承及び普及に社会的責任を負っている。内部質保証は、神戸大学が、この社会的責任を果たし、今後も国際的な知の拠点として発展していくために、常に真摯に自己を見つめ直し、良きところはさらに一層発展させ、改めるべき点は改善していくという自律的かつ継続的な自己改善に努める活動である。したがって、神戸大学における内部質保証は、本学の掲げる理念や使命に準拠して実施されるべきである。

(外部の視点を取り入れた内部質保証)

また、内部質保証は、知の創造、継承及び普及の主体である教員が責任を持って実施する自己点検・評価を基盤とすべきであるが、自己点検・評価の際には、大学という知的共同体の構成員である学生と職員の積極的関与が不可欠であるのみならず、自己点検・評価の客観性や妥当性を確保するためには外部の視点も必要である。

(証拠に基づいた内部質保証)

内部質保証は、国費、学生納付金、寄付金等を基盤として実施される教育研究活動等を対象として評価を行い、評価結果に基づく運営費交付金などの様々な資源配分等の活用を通じて、教育研究活動等の質の改善や向上を図る活動である。これらのことから、内部質保証は、データや資料など証拠に基づき実施し、結果のみならず、その過程についても透明性を確保すると同時に公正な仕組みでなければならない。

(合理的、効率的な内部質保証)

さらにまた、今後は、内部質保証は、その基盤となる自己点検・評価を実施するだけでなく、それを基礎として実施される国立大学法人評価委員会による評価や認証評価機関による評価など様々な外部組織による評価が実施されることから、多様な評価に整合的に対応するためにも合理的かつ効率的な仕組みでなければならない。

(自らも改善する内部質保証)

最後に神戸大学の内部質保証体制それ自体も、つねにその理念・使命・目的や環境の変化に照らして最適となるよう自己改善に努めなければならない。

#### 内部質保証の目的

内部質保証の目的は、神戸大学、各部局等、各教職員が、本学の理念や目的・計画のもとで、それぞれの使命や目標の実現に向けて、自らがその到達点を確認し、さらなる飛躍に努めることにある。

#### 内部質保証の単位

大学の中核事業である教育研究活動等は、部局等を単位として実施されている。したがって、神戸大学の内部質保証は、各部局等の内部質保証の集大成と考えることができる。また、各部局等での教育活動は、教育課程を単位として実施されていることから、各部局等の教育の内部質保証は、各教育課程のそれらの集大成と考えられる。他方、全学単位で実施されている教育研究活動等もある。したがって、内部質保証の目的、対象とする教育研究活動等の特性に応じて適切な活動単位の設定に留意しつつ、神戸大学を対象として実施される国立大学法人評価委員会による評価や認証評価機関による評価への対応を勘案して、それらの評価の基礎となる内部質保証も全学、部局等、教育課程を適切に組み合わせた単位で構成するものとする。

なお、各教員は、各部局等、各教育課程の内部質保証の基盤となる個人を単位とする点検・評価を行う。また、教員以外の職員の点検・評価についても、組織及び個人の単位で、それぞれの使命や役割に応じて、該当する部局等において実施するものとする。

#### 内部質保証の体制

教育研究の質を保証し改善するのは、規則や制度ではなく、教育研究の主体である教員自身であることは論をまたない。また、大学の中核事業である教育研究活動等は、部局等を単位として実施されている（但し、全学単位で実施されている教育研究活動等は除く）。このため、まず、教員と教員集団である部局等が、自らの活動を真摯に点検・評価することが、神戸大学の内部質保証の出発点である。

その上で、部局等の長が責任をもって(大規模な部局にあっては、学科や専攻の長など)、対象とする教育研究活動等の特性に応じて、部局等、教育課程を単位とする内部質保証活動を行う。部局等の長による内部質保証を支援する組織として、各部局等に内部質保証を担当する組織を設置する。

次に、各部局等の長による内部質保証活動が、基本的な考え方に示された理念と目的に適っているかどうかについては、神戸大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が点検・

評価を行うとともに、その結果に基づく改善に係る方針、計画及び進捗状況を審議する。その上で、学長を長とする国立大学法人神戸大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）が、評価委員会の審議結果を踏まえて最終的な確認及び必要な改善事項について審議を行う。

他方、全学単位で実施されている教育研究活動等については、全学の担当組織が内部質保証活動を行い、評価委員会が点検・評価を行うとともに、その結果に基づく改善に係る方針、計画及び進捗状況を審議する。その上で、評議会が、評価委員会の審議結果を踏まえて最終的な確認及び必要な改善事項について審議を行う。

なお、各部局等の長、全学の担当組織による内部質保証活動のうち点検・評価については、神戸大学評価委員会が点検・評価を行い、評議会に報告を行う。

つまり、評議会を最終責任組織として、上位の階層は、直近下位の階層における内部質保証の手続き・過程・結果等がここに表明している基本的な考え方に沿った適正なものであるかについて確認等を行う体制とする。

なお、戦略企画室は、評議会や各部局等の長、全学の担当組織と連携し、本学における内部質保証の円滑なる実施に寄与する。

#### 内部質保証の分野

内部質保証は、教育、研究及び社会貢献を中心として、本学の理念や使命、外部組織による評価を考慮した分野やテーマを設定し、総合的に実施する。

#### 内部質保証の観点

神戸大学における教育研究活動等の規模の大きさと多様性を勘案すれば、内部質保証の観点や要素を全学的に統一することは不可能であるばかりでなく、かえって各教員や各部局等の創造的で独自の取組を萎縮させ、教育研究活動等の活力を低下させるおそれがある。したがって、別に定める内部質保証に関する規則などでは、内部質保証の分野、観点、要素等について大綱的に定めるにとどめる。

ただし、理念の項に表明しているように、神戸大学における内部質保証は、神戸大学の掲げる理念や使命が準拠となることから、大学の内部質保証においては、各部局等が神戸大学の理念の実現や使命の達成にいかに関与しているかを基本的な観点とする。同様に、各部局等の内部質保証においては、各教育課程が部局等の理念の実現や使命の達成にいかに関与しているかを基本的な観点とする。

また、教育、研究及び社会貢献等の内部質保証の分野ごとの特性に十分に配慮することとする。

なお、神戸大学の内部質保証の目的が、教育研究活動等の質の向上であることから、大学、各部局等、各教育課程の内部質保証に関する報告には、改善方策についての言及を必ず含むこととする。

#### 内部質保証の周期

大学及び各部局等での内部質保証は、国立大学法人評価委員会による評価や認証評価機関による評価の時期を考慮し、大学は3年から6年、各部局等は適切な周期で実施するのが

妥当である。ただし、教育研究活動等の質の改善や向上は一朝一夕に実現できるものではないことから、計画的に実施することとする。

#### 内部質保証に関する情報の公表

神戸大学における内部質保証に関する情報は、その性質上開示に適さないものを除き、原則として大学内外に公表することとする。

## 神戸大学内部質保証指針

(令和2年3月18日国立大学法人神戸大学教育研究評議会決定)

(令和3年3月18日国立大学法人神戸大学教育研究評議会改正)

(令和8年4月16日国立大学法人神戸大学教育研究評議会改正)

本指針は、「神戸大学における内部質保証の基本的な考え方」(令和元年5月23日国立大学法人神戸大学教育研究評議会決定)(以下、「基本的な考え方」とする。)に準拠した、本学における内部質保証に係る大綱的指針である。

## 1 内部質保証の目的

内部質保証は、質保証の責任が、第一義的には大学自身にあるという考え方に基づいて、本学が自律的な組織として社会からの信頼を得るために、本学、各部局等、各教職員が、本学の理念や目的・計画のもとで、それぞれの使命や目標の実現に向けて、自らがその到達点を確認し、さらなる飛躍に努めることを目的とする。

## 2 内部質保証の分野

- (1) 内部質保証は、教育、研究及び社会貢献を中心として、本学の理念や使命、外部組織による評価を考慮した分野やテーマを設定し、総合的に実施する。
- (2) 教育の分野の内部質保証の対象は、教育課程、学生支援、施設・設備、学生受け入れとする。
- (3) 教育以外の分野の内部質保証の対象は、各分野において設定するものとする。

## 3 内部質保証に係る責任体制

## (1) 全学的な責任体制

- ① 中核となる委員会は、国立大学法人神戸大学教育研究評議会(以下「評議会」という。)及び神戸大学評価委員会(以下「評価委員会」という。)とする。また、評議会は、基本的な考え方、内部質保証指針等の内部質保証に関する基本的な方針の策定を行うこととする。
- ② 統括責任者は、学長とする。
- ③ 自己点検・評価の責任者は、評価担当理事とする。
- ④ 改善・向上活動の責任者は、内部質保証の各分野の対象の担当理事とする。

## (2) 教育の分野の内部質保証の責任体制

- ① 教育課程については、全学の担当組織を高等教育推進機構全学教育協議会(以下「全学教育協議会」という。)とし、責任者を教育担当理事とする。各部局等(教育研究上の基本組織)の責任者は部局長とし、担当組織及び教育課程の責任者は、各部局等において別に定める。
- ② 学生支援については、全学の担当組織を全学教育協議会とし、責任者を教育担当理事とする。
- ③ 施設・設備については、全学の担当組織を施設マネジメント委員会、情報委員

会、附属図書館運営委員会とし、責任者をそれぞれの担当組織の長とする。

④ 学生受け入れについては、全学の担当組織を入試委員会とし、責任者を入試担当理事とする。

⑤ 各対象の担当組織の活動内容、構成員については、各対象において別に定める。

(3) 教育以外の分野の内部質保証の責任体制

各分野の対象の設定を踏まえて別に定める。

#### 4 内部質保証の基盤となる点検・評価の単位

本学における点検・評価は、以下の単位で実施するものとする。

(1) 国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程（以下「教員活動評価実施規程等」という。）に基づく教員個人の教育研究活動等の点検・評価（「教員活動評価」）

(2) 教育課程ごとの「教育課程点検・評価」

(3) 部局（教養教育を担当する大学教育推進機構以外の学内共同利用施設等の組織に係る自己点検・評価の対象となる組織を除く。）ごとの「組織点検・評価」

(4) 教育分野の対象ごとの「対象別点検・評価」

(5) 神戸大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）による前号までの各点検・評価に対する点検・評価（「メタ点検・評価」）

(6) 評価委員会による大学の「総括的点検・評価」

また、教員以外の職員の点検・評価についても、個人及び組織の単位で、各部局等において実施するものとする。

#### 5 内部質保証の手順

(1) 教育の分野について

① 教育課程については、まず、各部局が教育課程点検・評価、組織点検・評価を行い、全学教育協議会において各部局からの報告をとりまとめ、全学的な点検・評価を行う。また、評価委員会によるメタ評価を経て、学長を長とする評議会がその確認等が妥当なものであるかどうかの確認等を行う。評議会の確認等の結果、課題がある場合は、全学教育協議会に改善を命じる。また、改善方策の進捗状況に課題がある場合も同様とする。

② 学生支援、施設・設備、学生受け入れについては、まず、全学の担当組織が対象別点検・評価を行う。また、評価委員会によるメタ評価を経て、評議会がその点検・評価が妥当なものであるかどうかの確認等を行う。評議会の確認等の結果、課題がある場合は、全学の担当組織に改善を命じる。また、改善方策の進捗状況に課題がある場合も同様とする。

(2) 教育以外の分野について

各分野の対象の設定を踏まえて別に定める。

(3) 評価委員会は、各部局、各分野の点検・評価のメタ点検・評価を行い、評議会に報告を行う。評議会は、評価委員会の報告を踏まえて、確認等を行う。

## 6 内部質保証の基盤となる点検・評価の観点

### (1) 教育活動

教育活動の教育課程点検・評価、組織点検・評価及び対象別点検・評価は、基本的に大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価の大学評価基準等に準拠して実施するものとする。

具体的な評価基準、評価対象については、内部質保証の対象ごとに別に定める。

### (2) 研究活動

組織点検・評価のうち、研究活動の点検・評価については、学問領域・研究分野の特性により、利用可能な評価の観点は異なる。したがって、各部局等の研究水準の点検・評価に当たり、どのような観点をを用いるべきかについては、各部局等の長の責任において判断し選択するものとする。

ただし、各部局等の長は、点検・評価に用いた観点について、評価結果とともに公表しなければならない。

### (3) その他

各部局等において教育研究活動及び他の活動（教育研究支援活動、診療活動、管理運営活動、学界・社会での活動等）の点検・評価を実施するに当たり、独自の観点を追加的に設けることを妨げない。

ただし、各部局等が点検・評価に当たり独自の観点をを用いる場合には、当該観点による点検・評価の結果の適切性について慎重に判断しなければならない。

なお、教員活動評価については、教員活動評価実施規程等に準拠して実施するものとする。

## 7 内部質保証の基盤となる点検・評価の方法

点検・評価は、透明性と公正性を確保しつつ実施するものとする。すなわち、各部局等の長は、点検・評価を行うに当たり、その方針、方法、分野等について、各教職員に対して十分な情報を開示しなければならない。

組織点検・評価に当たっては、自己点検・評価とともに、外部評価（ピア・レビュー等）を必ず実施するものとする。

点検・評価は、可能な限り客観性や妥当性を担保できる証拠に基づいて実施するものとする。

なお、自己点検・評価に係る根拠資料の収集・蓄積に当たっては、神戸大学情報データベース（Kobe University Information Database：KUID）を活用し、点検・評価の作業自体が過剰な負担とならないように、合理的かつ効率的な仕組みの下で実施することが望ましい。

## 8 内部質保証の周期

(1) 内部質保証の基盤である教育課程点検・評価、組織点検・評価及び対象別点検・評価、並びに、評価委員会によるメタ点検・評価及び大学の総括的点検・評価の周期については、別に定める。

(2) 教員活動評価については、国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程等に基づ

いて実施する。

#### 9 内部質保証の基盤となる点検・評価の結果に対する異議の申し立て

各教員は、教員活動評価の結果に関して、教員活動評価実施規程等に基づいて意見の申し出等を行うことができるものとする。

また、各部局等の長は、当該部局等の点検・評価（教育課程点検・評価及び組織点検・評価）に対する評価委員会による点検・評価（メタ点検・評価）の結果について合理的な疑義が生じた場合には、以下の手続に従い異議の申し立てを行うことができるものとする。

- (1) 評価委員会に対して、再度の判断を求めることができる。
- (2) 異議の申し立てを受けた評価委員会は、これに真摯に対応しなければならない。
- (3) 評価委員会は、異議の申し立てがあった部局等の長から意見を聴取し、当該部局等の点検・評価に対する点検・評価の結果の妥当性について最終的判断を行う。

なお、各部局等において教員以外の職員の点検・評価を個人及び組織の単位で実施するに当たっても、異議申し立ての手続を含めて、教員点検・評価及び組織点検・評価の場合と同様な透明性と公正性が確保されなければならない。

#### 10 関係者からの意見聴取

各分野における内部質保証活動の際には、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取することとする。